

令和6年第3回

# 中種子町議会 9月定例会会議録

開会 令和6年9月11日

閉会 令和6年9月19日

鹿児島県中種子町議会

# 会 期 日 程

令和6年第3回定例会

月 日	曜日	会議・休会・その他
9月11日	水	本会議 (開会・委員長報告・一般質問・議案審議等)
9月12日	木	休 会
9月13日	金	休 会
9月14日	土	休 日
9月15日	日	休 日
9月16日	月	休 日
9月17日	火	休 会
9月18日	水	休 会
9月19日	木	本会議 (議案審議・閉会)

## 令和6年第3回中種子町議会定例会会議録目次

### 第1号（9月11日）（水曜日）

1. 開 会	3
2. 日程第1 会議録署名議員の指名	3
3. 日程第2 会期の決定	3
4. 日程第3 諸般の報告	3
5. 日程第4 行政報告	4
6. 日程第5 常任委員長報告（総務文教常任委員会）	6
池山喜一郎総務文教常任委員長報告	
7. 日程第6 一般質問	10
秋田澄徳君	10
浦邊和昭君	20
休 憩	33
大町田勇希君	33
池山朝生君	49
休 憩	61
戸田和代さん	61
8. 日程第7 報告第4号 令和5年度中種子町健全化判断比率及び資金不足比率について	67
田淵川寿広町長提案理由説明	67
質疑	67
9. 日程第8 議案第35号 中種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例	67
田淵川寿広町長提案理由説明	68
質疑	68
討論	68
採決	68
10. 日程第9 議案第36号 中種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例	68
田淵川寿広町長提案理由説明	68
質疑	68
討論	68
採決	68
11. 日程第10 議案第37号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	69
田淵川寿広町長提案理由説明	69
質疑	69
討論	69
採決	69
12. 日程第11 議案第38号 種子島中央体育館改修工事（1期）請負契約について	69
田淵川寿広町長提案理由説明	69
質疑	70
討論	70

	採決	70
13. 日程第12	議案第39号 4 災 1 号増田港災害復旧工事変更契約について	70
	田淵川寿広町長提案理由説明	70
	黒木聡建設課長補足説明	71
	質疑	71
	討論	71
	採決	71
14. 日程第13	議案第40号 損害賠償の額を定めることについて	71
	田淵川寿広町長提案理由説明	71
	質疑	72
	討論	72
	採決	72
15. 日程第14	議案第41号 損害賠償の額を定めることについて	73
	田淵川寿広町長提案理由説明	73
	質疑	73
	討論	74
	採決	74
16. 日程第15	議案第42号 令和 6 年度中種子町一般会計補正予算（第 3 号）	74
	田淵川寿広町長提案理由説明	74
	上田勝博総務課長補足説明	74
	質疑	76
	討論	77
	採決	77
17. 日程第16	議案第43号 令和 6 年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）	77
	田淵川寿広町長提案理由説明	77
	質疑	78
	討論	78
	採決	78
18. 日程第17	議案第44号 令和 6 年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）	78
	田淵川寿広町長提案理由説明	78
	質疑	79
	討論	79
	採決	79
19. 日程第18	議案第45号 令和 6 年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	79
	田淵川寿広町長提案理由説明	79
	質疑	79
	討論	80

	採決	80
20. 日程第19	議案第46号 令和6年度中種子町水道事業会計補正予算(第2号)	80
	田淵川寿広町長提案理由説明	80
	質疑	80
	討論	80
	採決	80
21. 日程第20	認定第1号 令和5年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について	81
22. 日程第21	認定第2号 令和5年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について	81
23. 日程第22	認定第3号 令和5年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について	81
24. 日程第23	認定第4号 令和5年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	81
25. 日程第24	認定第5号 令和5年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について	81
	田淵川寿広町長提案理由説明	81
	質疑	84
	決算特別委員会委員選任	84
休 憩		84
	決算特別委員会委員長、副委員長選任	85
26. 散 会		85
<b>第2号(9月19日)(木曜日)</b>		
1. 開 議		88
2. 日程第1	会議録署名議員の指名	88
3. 日程第2	議案第47号 中種子町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例	88
	田淵川寿広町長提案理由説明	88
	質疑	88
	討論	88
	採決	88
4. 日程第3	議案第48号 令和6年度中種子町一般会計補正予算(第4号)	88
	田淵川寿広町長提案理由説明	89
	質疑	89
	討論	89
	採決	89
5. 日程第4	同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求める件	89
	田淵川寿広町長提案理由説明	89
	質疑	90
	討論	90
	採決	90

6. 日程第5	常任委員会の閉会中の所管事務調査の件	91
7. 日程第6	議員派遣の件	91
8. 日程第7	議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	91
9. 閉	会	92

第 1 号

9 月 1 1 日

# 令和6年第3回中種子町議会定例会会議録（第1号）

令和6年9月11日（水曜日）午前10時開議

## 1. 議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 常任委員長報告（総務文教常任委員会）
- 第6 一般質問
  - 秋田 澄徳
  - 浦邊 和昭
  - 大町田 勇希
  - 池山 朝生
  - 戸田 和代
- 第7 報告第4号 令和5年度中種子町健全化判断比率及び資金不足比率について
- 第8 議案第35号 中種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第36号 中種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第37号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第11 議案第38号 種子島中央体育館改修工事（1期）請負契約について
- 第12 議案第39号 4災1号増田港災害復旧工事変更契約について
- 第13 議案第40号 損害賠償の額を定めることについて
- 第14 議案第41号 損害賠償の額を定めることについて
- 第15 議案第42号 令和6年度中種子町一般会計補正予算（第3号）
- 第16 議案第43号 令和6年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第17 議案第44号 令和6年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
- 第18 議案第45号 令和6年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第19 議案第46号 令和6年度中種子町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第20 認定第1号 令和5年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第21 認定第2号 令和5年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第22 認定第3号 令和5年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 第23 認定第4号 令和5年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第24 認定第5号 令和5年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の



認定について

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番	大町田 勇 希 君	2 番	梶 原 哲 朗 君
3 番	秋 田 澄 徳 君	4 番	池 山 喜一郎 君
5 番	橋 口 渉 君	6 番	永 濱 一 則 君
7 番	池 山 朝 生 君	8 番	濱 脇 重 樹 君
9 番	日 高 和 典 君	10番	戸 田 和 代 さん
11番	浦 邊 和 昭 君	12番	迫 田 秀 三 君

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

町 長	田 淵 川 寿 広 君	副 町 長	阿 世 知 文 秋 君
総 務 課 長	上 田 勝 博 君	町 民 課 長	徳 永 和 久 君
地 域 福 祉 課 長	浦 口 吉 平 君	農 林 水 産 課 長	秋 田 幸 博 君
建 設 課 長	黒 木 聡 君	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	南 奈 津 紀 さん
企 画 課 長	鮫 島 司 君	デ ジ タ ル 推 進 課 長	中 村 広 道 君
自 衛 隊 対 策 室 長	遠 藤 淳 一 郎 君	税 務 課 長	田 平 さ や か さん
水 道 課 長	牧 瀬 善 美 君	保 育 所 長	横 手 幸 徳 君
空 港 管 理 事 務 所 長	向 正 郎 君	行 政 係 長	牧 瀬 亮 君
財 政 係 長	東 郷 伸 也 君	教 育 長	鮫 島 孝 則 君
教 育 総 務 課 長	森 山 豊 君	社 会 教 育 課 長	田 平 祐 一 郎 君
学 校 教 育 課 長	奥 博 志 君	給 食 セ ン タ ー 所 長	浦 邊 康 尋 君
選 挙 管 理 事 務 局 長	岩 本 郁 美 さん	農 委 事 務 局 長	柳 田 勝 志 君

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	榎 元 卓 郎 君	議 事 係 長	高 磯 俊 幸 君
-------------	-----------	---------	-----------

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（迫田秀三君） おはようございます。

ただいまから令和6年第3回中種子町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お配りした日程表のとおりです。

-----○-----

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（迫田秀三君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、7番、池山朝生君、8番、濱脇重樹君を指名します。

-----○-----

#### 日程第2 会期の決定

○議長（迫田秀三君） 日程第2、「会期の決定」を議題にします。

お諮りします。本定例会は本日から9月19日までの9日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月19日までの9日間に決定しました。

-----○-----

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（迫田秀三君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

7月11日、東京都において、全国離島市町村議会議長会総会が開催され、奄美振興法、小笠原振興法の一部改正の報告、令和5年度収支決算、離島振興の要望についてそれぞれ上程され、可決されました。

7月29日、東京都において、種子島屋久島振興協議会中央要請に参加し、内閣府、各省庁に要請活動を行いました。

7月31日、鹿児島市において、鹿児島県町村議会議長会第2回理事会が開催され、事業報告、当面の行事等、令和5年度歳入歳出決算が上程され、それぞれ可決されました。

8月2日、鹿児島市において、熊毛郡町議会議長会臨時総会が開催され、行政調査について協議がなされ、決定しました。

同日、種子島屋久島議会議員大会に係る議長会が開催され、10月10日開催予定の大会実施要綱案、提出議題について協議がなされ決定しました。

8月7日、鹿児島市において、鹿児島県市町村総合事務組合議会臨時会が開催され、県市町村交通災害共済条例他1件の条例改正、監査委員の選任等、上程されそれぞれ可決されました。

以上の会議資料は、事務局に保管してあります。

なお、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査の結果について報告が提出されています。

これで諸般の報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第4 行政報告

○議長（迫田秀三君） 日程第4、「行政報告」を行います。

これを許可します。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） おはようございます。

議長の許可を頂きましたので行政報告をさせていただきます。

まず台風10号による町内での被害状況について御報告いたします。まず、町民の人的被害の報告、これはございません。

次に、農政関係ですが、さとうきびが5%、でん粉原料用かんしょが3%、青果用さつまいもが8%、レザリーフ、フェニックスロベリニー、しきみ、ポンカン、タンカンが10%の減収ということでございます。牛舎が6棟建て替えや修繕が必要で、豚舎や農業用倉庫の屋根の損傷、ビニールハウスの一部倒壊が1棟、被覆資材の破損が5棟報告されてございます。また、農地の災害が3件発生しております。

町道におきましては町内全域で倒木があり、既に対応済みでございます。

河川や公園、住宅でも若干の被害が発生しましたが、修理などもほぼ済ませております。

その他軽微な修理が必要なもの等については、早期に補修などを行うよう努めてまいります。

最長で2日間以上に及ぶ停電となった地域もあり、場所によっては大変不便な思いを生活を強いられたことではないかなというふうに思うところでございます。

続きまして、馬毛島における施設整備に係る工程についての情報提供がございましたので御報告申し上げます。

馬毛島における施設整備は、令和5年1月の工事着工以降、外海に位置し、社会インフラが全く整っていない離島での大規模工事という特殊な施工条件の中、進められております。工事を進める中で判明した様々な要因を踏まえ、工事受注者などと連携し、今後の工事について検討を進めてきたところ資機材などのこれまでの海上運送実績に基づいた今後の輸送計画の精査、馬毛島内の仮設宿舎について、資機材輸送の実績に加え、本年1月に発生した能登半島地震による資機材や人員の不足、工事開始後に判明した馬毛島島内の盛り土の利用が困難な土の取り扱いに係る課題といった事情を勘案し、事業全体の完了が令和11年度末、令和12年3月の見込みとなることが判明しました。この件については、9月10日午後5時に公表いたします。防衛省としては引き続き地元自治体と一層連携し、施設整備を進めていく考えです。

なお、旧種子島空港で実施しているブロック製作についても、馬毛島における施設整備と同様、令和11年度末まで実施する見込みですとの報告を昨日受けたところです。これまで同様、町民の安心安全に対する配慮、そして工事等

に関する情報は常に共有できる環境に努めていただくようお願いをしたところでございます。

続きまして、8月11日に執り行いました名誉町民故市丸良一様の町民葬には、議員の皆様をはじめ関係各所、そして町民の皆様、御参列を賜り誠にありがとうございました。この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

最後に9月3日、本町と日本郵便株式会社で包括連携協定を締結いたしました。安心安全な暮らしの実現、地域活性化、未来を担う子どもの育成など、それぞれの郵便局と連携し、情報提供や業務の委託なども視野に入れて進めてまいりたいというふうに思います。

以上、行政報告を終わります。

○議長（迫田秀三君） これで行政報告は終わりました。

-----○-----

○議長（迫田秀三君） ここで、教育長から発言を求められています。

これを許可します。教育長、鮫島孝則君。

〔教育長 鮫島孝則君 登壇〕

○教育長（鮫島孝則君） おはようございます。

初めての定例議会でありますので、議長の許可を頂きました。御挨拶を申し上げます。

北之園前教育長の退任に伴い先月8月9日の町臨時議会で同意を頂き、8月13日付けで教育長として就任いたしました鮫島孝則です。何卒よろしく願いいたします。

中種子町教育振興基本計画では、あしたをひらく心豊かでたくましい人づくりを基本目標に、21世紀をたくましく生きる中種子の子の健全育成を目指して中種子町の基本方針を引継ぎ、学校教育と社会教育の充実を推進してまいります。風に向かって立つ中種子の人づくりでは、風立の教育の教育理念のもと、学校教育では、1つ、キャリア教育、2つ目、ICT教育、3つ目、誰一人とり残すことのない教育、4つ目、豊かな心と健やかな体を育む教育、5つ目、教職員の資質向上を重点目標とし、生きる力、生き抜く力の育成に努めてまいります。

特に、本町で先進的に推進してきたGIGAスクール構想から6年目を迎え、1人1台タブレットを活用した事業やICT機器の効果的な活用を通して学力向上に努めてまいります。そして、将来を見据えてたくましく生き抜く子を育むためにこれまで積み重ねてきたICT教育をさらに積極的に推進し、教師の授業改善を図ってまいります。

社会教育では、学び合うチャンスにあふれる地域社会づくりを目標とし、1つ目、総合的な生涯学習の整備、2つ目、読書活動の推進、3つ目、公民館活動及び図書室の充実、4つ目、ふるさと文化の創造と保護、5つ目、生涯にわたる健康づくりとスポーツ活動を推進し、生涯をいきいきと生き抜く中種子の人づくりを目指してまいります。

また、地域住民や各種団体と連携し、チャレンジキッズや公民館講座、読書

推進活動の充実に努めてまいります。

そして、スポーツ振興の一環として、スポーツ合宿の積極的な誘致についても社会教育課と連携しながら取り組んでまいりたいと考えています。

そのほかにも国指定重要文化財、古市家住宅や国指定遺跡、立切遺跡、国指定天然記念物、種子島阿嶽川のマングローブ林などの観光資源、郷土教育資源として活用を図っていきたいと思います。

また、学校給食につきましては、安心安全で栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努めてまいります。また、新給食センター建設についても、基本計画に基づき事業を進めてまいります。

特に本年度は、中種子町教育振興基本計画は5年に1度の策定の年に当たっております。これから5年先を見据えて関係各課と連携しながら作成していききたいと思います。

また、郷土誌編さんについても、6月に示された計画をもとに社会教育課と連携し、毎月進捗状況を確認しながら作成を進めてまいります。

そして、本町には、種子島中央高等学校、中種子特別支援学校がございます。

この両校とも緊密な連携をとって、中種子の子どもたちの健全育成、学力向上に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、このような施策に取り組みながら未来の中種子を支える人材を育成すべく頑張ってもらいたいと思いますので、中種子町の教育行政の進展にお力添えと御指導を賜りますよう切にお願い申し上げます。

本日は、このような貴重な時間を頂き誠にありがとうございました。中種子町議会、そして町民の皆様のお支援をどうぞよろしくお願いいたします。

-----○-----

#### 日程第5 常任委員長報告（総務文教常任委員会）

○議長（迫田秀三君） 日程第5、「総務文教常任委員会の所管事務調査の報告」であります。

閉会中、総務文教常任委員会が調査した事件について、調査の経過と結果について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、池山喜一郎君。

〔総務文教常任委員長 池山喜一郎君 登壇〕

○総務文教常任委員長（池山喜一郎君） おはようございます。総務文教常任委員会の所管事務調査の報告を行います。

総務文教常任委員会が令和6年6月定例会において、所管事務調査の申し出をしていました事件、「過疎地域における教育環境について」の調査の経過と結果について報告します。

当委員会は、去る8月5日から7日までの日程で、さつま町、出水市にて調査研修を実施いたしました。

さつま町は、平成17年3月22日に宮之城町、鶴田町、薩摩町が平成の大合併により新しい「さつま町」として誕生いたしました。人口は18,450人程度、世帯数は8,700戸程度で基幹産業は、水稻、畜産を主にした農業です。

今回、さつま町を調査地に選定した理由については、教育の機会均等を目指し、小学校14校を6校に、中学校4校を1校に再編し、過疎地域における教育環境の改善に取り組んでいます。わが中種子町においても多くの過小規模校を有しており、小学校再編は喫緊の課題と思われれます。小学校再編に関する現状と課題を明確にし、より良い教育環境を提供するための方策を検討することを目的といたしました。

さつま町における学校再編の経緯については、平成18年にさつま町総合振興計画の基本計画、学校分野において適正規模化の検討が示されたことにより、平成19年6月「さつま町立学校適正規模検討委員会」が設置され、同月25日にさつま町立小・中学校の規模等の適正化について、さつま町教育長から町立学校適正規模等検討委員会委員長に依頼しています。また、平成20年9月議会において、小・中学校の統合について、どのような考え方をしているのか。の問いに対し、本町において、人口流出、過疎化、少子化が進むなか児童生徒数は年々減少している。小学校14校・中学校4校のうち、国の示す適正規模校は、小・中学校各1校しかなく学校の小規模化が確実に進んでいる状況で、今後における学校教育のあり方が問われるところであり、このようなことから、小・中学校の適正な規模及び適正配置について検討し、学校教育環境の整備や学校教育の更なる充実を図るため、中教審の答申を踏まえ、さつま町立学校適正規模等検討委員会での答申を尊重したい。と答えられています。

さらに学校再編の意義についても、小規模校には小規模校の良さがある一方、少人数ということから、集団の中で多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすいなどの課題も多くあります。また、中学校では、専門教科の職員が配置できないなど、学校の規模により教育条件の格差も出てきている。部活動等においても子供たちが希望する部が設置できないなどの課題もある。このような問題を克服するには、行政の責任として一定規模の学校に再編を行う必要があると答えられています。

平成21年6月に学校適正規模等検討委員会の答申が出され、平成23年6月に学校規模適正化基本計画（案）を策定、町議会においては、「学校規模適正化対策調査特別委員会」を設置し調査研究を進め、平成25年3月に委員会の最終報告が行われました。同年8月基本計画見直案が策定され、それをもって説明会を行い、説明会での意見等を踏まえた基本計画最終案が平成26年6月に策定されました。

第1次計画では、小学校14校を9校、中学校4校を1校に再編し、第2次計画では、小学校の複式学級の解消を基本とし、平成28年度において各学校の実態や今後の児童数の推移をみて検討する。とされました。平成27年9月には、第1次再編計画に基づく通学バスの運行について、また平成29年1月には第2次学校再編計画説明会の実施状況について報告がなされ、着々と学校再編に向けた取り組みが進められ、現在に至っています。

小学校再編の効果としては、多人数での教育を行うことにより自分の考えをもち、多様な考え方に触れ、協力して解決する学びを行うことで、思考力・表

現力が高まり、これにより学力も向上してきた。特に理科や音楽などでは、専科の教員からの授業を受ける事ができ、より専門的な指導により、学習活動が充実してきている。また、教職員も人数が増えたことにより、それぞれの指導技術や経験を活かした教員相互の研修が行われ、研究授業や相互の授業参観等、教員自身も学び高め合う土壌が育ってきつつある。

P T A活動においても、保護者が増えたことにより役割が分担され、負担軽減にもつながり、会員相互が協力して活動に取り組むことによりP T A活動が円滑に推進されているなどの効果が見られたようです。

一方、課題として、児童の地域活動への参加が以前と比べ減少してきている状況がある。そこで、地域との連携を深めるために学校では公民館長と語る会や地区P T Aを開催するとともに、地域行事の機会を捉えて情報交換を行い、地域行事への児童の参加を促すなどの対応をしているようです。

質疑に入り、学校再編への保護者や地域住民との合意形成はどうか。に対し、区公民館や単位P T Aごとの説明会や学校ごとの小学校再編準備委員会を開催し、合意を図った。

統合したことによるメリット・デメリットはに対し、メリットとして、教育予算を効果的に活用できる。デメリットとしては、地方交付税が減額されることや再編により廃校となった学校の荒廃。

閉校後の学校の活用についてはに対し、地域のイベント等に利用されているものの実際活用され管理されている学校は3校のみで、主に地元企業が活用している状況です。

令和6年4月に「さつま町学校跡地等利活用促進条例」を制定し、まちづくりの視点に沿った活用、主体的な地域の意向を基に地域の活性化につながる活用、地域の理解を得られる民間事業者等による活用を基本方針としており、奨励措置として、利用施設の無償譲渡及び減額譲渡、利用施設の無償貸与及び減額貸与、利用施設に係る固定資産税の課税免除があります。

地域コミュニティへの影響はに対し、学校が無くなれば非常に寂しくなることを心配されている点だと思います。町としても、人や催しが中心部に集中しないように、町長からの指示を頂いて、郷土芸能の伝承等にも取り組んでいますが、なかなか難しい問題です。と答えられています。

次に、出水市において義務教育学校出水市立鶴荘学園の特色ある教育について調査いたしました。

義務教育学校とは、2016年に新設された学校教育制度で、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校です。修業年限は9年間となり教育内容は、1年から6年生の前期課程と7年から9年生の後期課程となります。

教員の体制については、9学年の校務を1人の校長が所掌し、教職員は原則として小学校、中学校両方の免許を持つものに限られますが、ただし、当面の間、どちらか一方の免許しか持たない場合は、前期課程又は後期課程それぞれの教諭等として活動できることとなっています。

メリットとしては、中学校へ進級することによる環境面などの変化が発生し

ないため、中1ギャップの問題となっていた学習に躓いてしまう、いじめが起きる、不登校になる、学校に馴染めないなどの事象を防ぐことに繋がったり、教育内容の実施学年を入れ替えたり、中学校で学ぶ内容を小学校段階で先取りしたりすることもカリキュラム次第では可能であるとしています。

出水市立鶴荘学園が義務教育学校を目指した経緯は、地域の教育環境を改善し、より一貫した教育を提供することでした。具体的には、2015年1月に出水市教育委員会と校長が職員やPTA、地域住民に説明を行い、同年5月に荘小学校と荘中学校の合同会議を開催し、その後、2016年4月施設隣接型の小中一貫校としてスタートし、同年12月学校設置条例の一部改正が可決され、2017年4月に義務教育学校出水市立鶴荘学園として正式に統合、開校しました。

教育理念として、9年間の系統性・連続性を生かした一貫教育の推進により、自己実現をめざし、地域社会に貢献できる人材の育成を掲げています。特色ある教育活動として、地域の素材を活用した独自の教科としたツル科があり、配当時数は前期計で130時間、後期計で90時間の合計220時間で、ツルをはじめとする野鳥等を素材にして教育価値を高め、児童生徒の自然保護・動物愛護の精神、環境教育、命を大切にすることを推進しています。さらに、地域の素材を活かし、米づくり体験学習を通して食育を推進するなどして、地域の産業としての農業に対する関心を高め、望ましい職業観、勤労観を育成し、義務教育学校の特性を活かしたキャリア教育を推進しています。

また、年間通して安定した乗り入れ授業を実施するために、前期課程、1年から6年生についても50分の校時表を作成し、1年生から9年生までの授業開始時刻をそろえ、低学年から段階的に中学校教諭による一部教科担任制を実施していました。このような特色ある教育の取り組みにより、区域外より小規模特認校制度を利用して、鶴荘学園で学ぶ児童生徒は増加してきている状況でした。

質疑に入り、義務教育学校のメリット、デメリットはに対し、メリットとして小学校と中学校の子供たちが一緒になることで、児童生徒の交流や職員の交流が図られる。また、1つの目標に向かって一貫した教育がなされることです。デメリットとして、小学校・中学校の子供たちが混ざり合い、特認制の子供達も入ってくる中での人間関係づくりのところで、最初の一步を踏み出すまでの戸惑いや不安が生じることかなと考えられます。

地域との合意形成についてに対し、地域保護者への説明会は重要で開校まで、そして現段階も地域や保護者への説明を行いながら、いろんな意見や学校評価等も踏まえながら学校経営を進めています。

以上のように、さつま町は、教育環境の整備や学校教育の更なる充実を図りながら、教育の機会均等を目指し、また、鶴荘学園は、義務教育学校として、特色ある教育により全人教育を目指していました。今回調査した2ヶ所とも、地域を担う大切な子供たちのために、学校の再編や統合を行政の責任として実施していました。

以上で調査を終え、まとめとして、我が中種子町においても学校規模による



教育条件の格差が深刻化しており、過小規模校では児童の保護者や未就学児の保護者は大変不安を抱えています。中種子町を担う大切な子供たちへ、より良い教育環境を提供することを最重点とし、行政の責任において小学校再編に向けた取り組みを火急に始める必要がある、との委員全員の一致した意見でした。以上で報告を終わります。

○議長（迫田秀三君） 以上で総務文教常任委員長の報告を終わります。

-----○-----

## 日程第6 一般質問

○議長（迫田秀三君） 日程第6、「一般質問」を行います。

通告に従って、順番に発言を許可いたします。初めに、秋田澄徳君に発言を許可いたします。

3番、秋田澄徳君。

〔3番 秋田澄徳君 登壇〕

○3番（秋田澄徳君） おはようございます。3番議員の秋田でございます。

過日は、台風の10号の襲来がありましたけれども、私のはるのおうぎが、倒伏するのを初めて見ました。はるのおうぎが推奨されて3年目ですかね、それまで大きな台風はなかったことでしたが、あのキビは強いキビであるということはお聞きしておりましたけれども、倒伏まで非常に農林18号、22号、特に18号のような倒伏まではなかったんですけれども、まさか倒れるキビとは思っていませんでした。驚くことでしたが、さとうきびに限らず、さつまいもについても、そのほかの作物についても、やはり好転していくように願っているところでもあります。

今日は、2つ質問をさせていただきます。1つは、さとうきび関連の質問であります。もう1つは、畜産関連になりますけれども、通告している質問のとおりに質問させていただきたいというふうに思っております。

まず最初の質問は、さとうきび収穫時に発生するハーベスター中出しの作業料金の無償化であります。

昨年の6月定例会において、町長の発言がございました。中出し作業は、再編交付金を活用した農業公社のホイールローダ導入で調整し、中出し作業料金の無償化も含めて検討していかなければならないと、このように答弁されております。今日はその検討結果について伺うものであります。

この質問の目的は、まず、道路環境が要因で中出し料金を強いられている農家の負担を軽減する。次に、この状況の解決がなければ、生産者の耕作意欲の減退につながってさとうきび栽培がなされず、町の作付面積自体が減少してしまう、このような現象が出る。最後に、作付がなされなくなったことによって、耕作放棄地となってしまう恐れがある。

このような悪循環が発生してはいけないということで、ここに歯止めをかけることがこの質問の要旨でございます。

道路環境とも申しましたけれども、区画整理されたほ場整備地域の末端区域、ここについては、階段状の地形が多くございます。

土手下、土手上のほ場が多くて、畑地帯農道網整備で道路の舗装はされているが、幅員が狭くて8 t車が横づけができない。無理して進入しようも坂道でクレーンの作業ができない、こういう状況の下にあります。

このような区域にある生産者の皆さんは、昭和40年代後半から始まったほ場整備事業のいわゆる創設換地、これでやむなく配分を受け営農に入った、こういう経緯もございます。不公平感は拭えない状況ではないかと思っております。農家に実績は問えないところであります。

これまで県営事業、町営事業で区画整理が行われてまいりましたけれども、それぞれの団地に分布されております。

また当時は、馬車の時代から耕うん機、そして2 t車、こういう時代でありまして、計画をする中で8 t車が現在の輸送体系の中に入ってくる。こういうことは想定されなかったことも1つはございます。

町はこのような状況を解消するために、さとうきび増産対策農道等補修事業、これを創設して改良を行っていただいておりますけれども、対象区域が多く、また、ほ場整備自体の未整備地区を加えますと、さらに場所、面積は増大します。結構これから10数年、この整備にはかかるのではないかというふうなことも考えられます。

このような時代背景があることを考えたときに、やはり救済の必要性を強く感じるわけでありまして、やはりこの中出し料金の無償化について、是非実施していただきたい、そういう思いであります。町長の検討結果をお伺いしたいと思います。

あとの質問は、質問席からいたします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 秋田議員のさとうきび収穫作業時に発生する作業料金関係の質問でございましたが、このさとうきびも今度の台風で本当におっしゃるように、吹き返しが、そんなに大きくなかったというせいもあったのかもしれませんが、はるのおうぎ、1つの方向に本当に真横に倒れているのを見て私もびっくりし、またさとうきびの葉がもう本当に多く誇っていましたので、その影響もあってやはり風に押されたのかなというふうなことも思いましたが、ここ2、3日ほ場を見て回りますと、起き上がって元気に成長しているのではないかなというところを感じるところです。

今週末も台風13号、これが沖縄付近に接近するような予想をされておりますが、沖縄も含めこのさとうきびに関しては被害が少ないことを願うばかりでございます。

昨年6月議会でホイルローダの導入、これで調整して作業料金なども検討していかなければならんというお話をしたところでございますが、現状といたしましては、このさとうきびの生産組合の皆様はさとうきびの刈取り等を公社を介して再委託を行っているところでございます。

そういった中であっては、それぞれの生産組合の皆様方の考え方、それぞれ

のやり方というものがあります。

とりあえず、このホイールローダは今週か来週、納品の検品になろうかというような話を聞いているところがございますが、これは公社のほうで管理はしますが、各生産組合の皆様にも貸し出すようなシステムを検討しておるところでございます。

作業料金の無償化についての検討というところでは、それぞれの生産組合の考え方等もございます。

今ここでその中出し作業料金というものに関しての検討というところまでは至っておりませんし、また、このホイールローダを購入して、導入して、その作業を行うことによってどの程度の作業、当然作業能力が上がってくると思うんですが、そのつもりで購入しておりますので、あとそれに対するオペレーターの問題であったり、様々な課題も出てきているところがございます。

今そういったところを検討しておりますので、1年、2年、そこら辺をしっかりと検討した中で、そういったところも考えていく必要性はあるのかなというふうに考えております。

また、ほ場整備の話が出ました。ほ場整備に関しましても、狭いところであれば2mの工作用道路ではないかなというふうに自分は思っておりますが、これはとてもじゃないですが8t車が入って行って行くわけにはいかない、できればこの我々としては、作業をする人たちにもそうですが、もう現状としては、舗装の上に運搬車が停まっても、その移動式クレーン用のアウトリガーを畑の中に出しています。この下には、何の措置もせずそのままアウトリガーを出していくような作業も見受けられます。

こういったことが作業の安全、効率の低下につながることもあります。総合的なその作業効率を高めていくことを我々は考えていく必要性があるのかなというふうに考えております。

そういった中では場整備の道路の在り方、そういったのも我々は伝えていかなければならないし、増産対策事業に関しましても、ただ単に未舗装の道路を舗装するだけではなく、そういったことも考えた事業に変えていく必要性がある時期に来ているというふうに考えています。

生産は、ハーベスターを使って刈取りをしていただいている皆さんも、燃油の高騰、また、様々な人件費の高騰等で人もいない、どの産業もそうなんですが、大変困っているというような声も聞いておりますので、そこら辺も含めながら、まず、運搬に関してはそういったものを使っていただいて、経費を抑えてもらうというようなことを考えていかないといけないのではないかなというふうに考えております。

農家の皆さんの生産意欲を高めるために無償化をするべきだというところがございますが、そこも含めながら検討してまいりたいというふうに考えております。

1度、1期、そういった作業がどういうふうに効率的に行われていって、どのようにしたほうが生産性が上がっていくのかということを検証していき

いというふうに考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 1、2年かかるという答弁でしたけれども、去年の6月からもう既に1年以上経過してるんですが、去年の6月では、もう既にホイロローダが入るといことは決まっていたわけですね。

そういう中で、やはり、町長が答弁されたその中身について、しっかり検討してこられなかったのか、どうか、そこを町長どうぞ。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 全く検討してございませんというわけではございません。

各生産組合の皆さんとの協議の中であつたりとか、公社の理事会等の中でちょっとそれは議題に上げるものではない段階ですので、記録は残ってございませんが、そういったことも含めて検討しております。

全く検討してないわけではございませんので御理解を頂きたいと思います。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 検討してきたけれども、これから1、2年試験運転をしてみないと分かんないという、そういうことだと思いますけれども、農家は事態をですね、結構期待をしているわけです。

そして、さとうきびの収穫は3か月後には始まります。こういうところはですね、やはり前向きな検討といいますかね、そういうところでやっていただければ本当にありがたいなと思っはいるんですが、作業効率の話が出ましたけれども、これ、今さらどうされるんですか、町長。お伺いしますけど。

耕作道路の作業効率を上げるという話がありましたけれども、どのような方法で。例えば先ほど、運搬車のアウトリガーが、畑の中に入ってるということ、そういうのもありましたけれども、どのようにそこを改善していくのか。いいですか、町長。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） これまで土地改良事業ではほ場整備等もしてきているわけでございますけども、これに関しては県のほうにも要望をしております。

確かに作付面積が当然とられるわけですので、やはり道路はある程度広くなないと、最低でも4mはないといけないと。また、運搬車が昔と違って、4t車での運搬だったものが、もう8t車での運搬でないと過積載ということで、さとうきびの運搬業者さんも車を8t車に切り替える、いろんなことで経費が大変かかったというようなことも聞いておりますし、そういったところ町で全部それをやるというのはとてもじゃないが予算がございませんので、これから先、行おうであろうほ場整備、もしくは、ほ場整備の再ほ場整備というところでは、そういったところを念頭に入れて整備を進めていただきたいというお願いをこれから強く進めていきたいというふうに考えております。

国自体も各農林水産物、特に農業分野においては、無人化であつたり、そういったところにも進めていこうという方向性を出しておりますので、現状の耕

作道路、これではとてもじゃないが、そういったことにはならないというふうに思いますので、それも併せた農業の、国の施策として、そういったところ持ってきてもらうようなお願いを我々はしていくつもりでおります。

あとすみません、農家の皆さんにも御理解を頂きたいのは、農家の皆様の中出し料金もですが、作業委託をお願いしている農家さんとすれば、刈取り料金ももう少し安くならんかというような声も多々聞いております。その中の1つとして、議員がおっしゃるような中出し料金の問題も出てきているんだろうなというふうに自分は認識しております。

ただこれに関しては、中種子町のハーベスターの刈取りをしていただく皆さんの料金、それからまた精脱をしているところの皆さんの料金というのは、他の市町のことを言うわけにはいかないんですが、上げたいけども農業振興のためには上げるわけにはいかないというようなことで、これまで相当期間頑張っていたいております。

ですので、そこら辺も含めた全体的な取り組み自体を考えていかないといけないのかなあというふうな思いはございます。

農家としては、少しでも収穫の料金にかかる料金を抑えると実入りがあるわけですから、だけど、刈り取る人たちに、この油の高騰、人件費の高騰、資機材の高騰、こういったもので非常に苦しいところで瀬戸際でやっていただいているっていうのを自分は分かっているつもりでございます。

そういったところも踏まえながら、1年か2年かかるわけですねではなくて、総体的なバランスを見ながら、効率的な作業の在り方も含めてやっていく必要性があるんだろうなというふうに思います。

刈り取る人たちが1番怖いのは、段下にある、横のほうに法面があるようなところの刈取りの際に、雨が降った後の刈取りなんかっていうのは非常に危険で、これハーベスターが転倒したりどうしたりというような事故もございますので、できれば、くりはちょっと作業しやすいようにある程度空けて、面積は、減るかもしれないけど、作業効率と、あとは施肥の対応で収量が変わらんようなつくり方もできるんじゃないかというようなことで、刈り取る人たちも、刈り取る人たちの作業効率を上げるために農家の皆さんにお願いをしていきたいというようなところも多々あるようでございますので、そこら辺をまた農家の皆さん方、利用組合の皆様方とも検討しながら対応していきたいというふうに考えております。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 再整備の話が出ましたけれども、今やってきておるほ場整備、1,800町歩ぐらいになってきてますけれども、これを新たにやる場所は別として、これの耕作道路を再整備でやるということになれば、支線道路の隅切りまで含めて相当かかります。時間もかかります。

やることは私も賛成ですけれども、それを果たして計画に載せて、今やっていく段取りをされているのかどうか1つ。それと先ほどハーベスターの刈取り料金と、この中出し料金、これは別ですからね。だから、刈取り料金は刈取

り料金。中出し料金は中出し料金。そういうところです。

総体的に農家的には両方支払うということになっているので、そこを軽減したい、そういう思いで話をしているわけですから、そのところの検討がなされているかどうか、というところです。

あとハーベスターの今抱えてる問題はよく分かります。キビの刈取り料金を上げようか、上げまいかというような、そういうふうな話もあろうと思います。

それとは全く離してですね、今回のこの6月議会から引き続けているこの問題について、町長にお答えしていただきたい。

お願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 計画を事業に載せるというよりも、これはもう国費でやってもらわないといけないこととございますので、道路の新しくやるものではなくて、これまで既存の2mの耕作道路を4mにしましょう、再整備しましょうというのは、国費を載っけてもらわないとできないことですので、そういったことをお願いしていきますということで、私のほうが事業計画を組んで今から来年度はもうその事業計画を載つけますと言ったって、法律がないわけですから。極端に言うと。

それはできないわけで、そういったところを法制化してもらって、新たなほ場整備というより、ほ場整備のやり直しに対しても、ある程度、ここでやっていけるような形をとるべきだというお願いを我々はし続けなければならないということとございます。

また、新たにほ場整備をするところに関しては、そういうことで作業効率を高める道路を整備してくださいというお願いをしていくということになるのかと思います。

また、作業料金と中出し料金は別ですってということでそれはもう分かっています。要は、生産する生産農家の皆さんにとっては支払うことは一緒ですけどってということで、前段でお話をしたとおり、ただそういったものも含めて、農家の手出しの分をどう抑えていくかということを考えていかないといけないですねって話をさせていただいたところです。

検討内容としては、生産組合によっては、いろんな御意見が、ちょっとここで言えない意見も出ておりますので、そういったところも含めて、今でどうこうという結論は出せませんということです。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 試運転をしていただいて、先ほどから申しますように私は農家の所得を守るほうです。ですので、そういう中でつくる人もいなければ、また、刈る人もいなければ、このさとうきび産業は成り立っていかないわけですから、そのところをうまくコントロールしていけるようにですね、話を持って行っていただきたいと思うんですけども、やはり先ほど申しましたように区画整理、または未区画整理の末端地域の方々は、ほかのほ場整備のど真ん

中のは場整備地域の方々とは全く不公平感があるんですね。

そういうところがやっぱり加味していただいてですね、この問題はさらに検討していくということですので、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、町長がハーベスターのことに触れましたけれども、ハーベスター作業に関してですね、今の作業単価、いろいろありますけれども、農家側としては維持していただきたい。そのための支援策として、刈取り作業に必要な資材への支援要請、いろいろな事業があると思うんですけども、町の負担も発生すると思いますけれども、前向きに取り組んでいただけることを期待しているところです。この質問については以上で終わります。

次に畜産の振興対策であります。

御存じのとおり畜産を取り巻く経営環境として、子牛価格の低迷、飼肥料、燃料、各種生産資材価格の高止まりで和牛、酪農、養豚経営は、非常に厳しい状況にあります。

子牛せり市場の売却成績ですけれども、この平均価格の推移です。令和元年の72万2千円を最後に下落が始まっております。

令和5年度は、47万2千円、差額はマイナス25万円ですね。35%の下げ幅となっております。今年度の8月までの平均価格、今年度の平均価格ですけれども43万9千円です。4割の下げ幅となっているところでもあります。かつてない危機的状況ではないかと思慮するところでもあります。

生産者の方々は、極めて厳しい経営環境にあることは言うに及ばないところでもあります。

この先、国内外の牛肉需要の増加などで市場が復調され、経営環境の改善が図られることを願っているところではありますが、国際情勢を含め、急な回復は見込めないのではないかと考えるところでもあります。

そこでこの厳しい経営環境に置かれている畜産業を下支えするために、国県の補助事業や貸付け事業とは別に町ができる事業の創設または規制事業の見直しなど、今手を打って最悪の事態を回避する。町の気持ちを予算化する。このことが求められているのではないのでしょうか。

このような状況を踏まえて質問をさせていただきます。

まず本町の家畜損耗防止対策、これの現状についてお伺いをいたします。お願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 本町の畜産業を取り巻く状況ということでございます。

現状としては今議員が丁寧にきれいに説明をしていただいたように、近年の世界情勢及び円安などの影響によって、資材や飼料、肥料といった経費全般の高騰、また、普段の生活必需品を含む物価高騰により大変厳しい状況にある中で、とりわけこの子牛価格の低迷など大変厳しい状況にある状況でございます。

その中でですが、本町の畜産振興といたしましては、これまでも国県の各種補助事業、前年度、前々年度につきましては、緊急的対応としまして、町単独による飼料、肥料の支援なども実施をして、また個人負担なども含め、これま

で整備導入された施設などを活用していただく中で、畜産農家の皆さんの頑張りがあって、本町では、他の市町村と比べて飼養頭数の維持が図られてはいるような状況でございます。

議員から質問のありました家畜の現状としては、そういったところでございまして、非常に厳しい状況に今あるのだろうというふうに思いますし、これが次のせりで、元年度とか2年度ぐらいの70万、80万というようなせり価格がどんどん飛び出るような状況にはならないのだろうというふうに考えております。しばらくは続くのではないかなというふうに考えております。

そういったところを考えまして、このしばらく続く状況というものをどう対応していくかというところを、議員がおっしゃるように、町の予算をとというようなこともございますが、この規模でやりますと町はもうあつという間に疲弊していきます。町の予算は。

そういったところもありますので、我々としては今、国が行っていただいている支援、そういったものを継続して引き続き行っていただくこと、それから県にも、県単独で対応できるようなことがないかということを含め今強く要請をしているところでございます。

なるべくなら特に離島の農業全般にわたって、こういう危機的な状況を何とかサポートしていただくようお願いというものを法に組み込んでいただくというようなことを今お願いを強くしているところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 私は家畜損耗防止対策についてお伺いしたんですけれども、畜産の概要に終わったと思うんですが、それでいいんですかね。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） はい、すみません。ちょっと私も一生懸命なり過ぎてしまいました。

もう本当に農家の皆さん、本当に畜産も含めて大変苦しい営農をなさっていらっしゃるということがありますものですから、家畜の損耗防止につきましては、23年度から町単独事業として開始、当時、子牛の死亡が大変多くて、原因が呼吸器系の病気や消化器系の病気で8割というようなことで、生後3か月以内の発症であり、子牛の損耗防止、発育増進を図るために事業主体は中種子町家畜自衛防疫協議会であり、事業の3分の1以内を支援をしているところです。

金額でいうとそういったところでございますので、事業効果が23年度からですので、どれぐらいあったかっていうのは検証はできておりませんが、これに関しては引き続き行っていきたい。

また、今のせり価格の状況を見ながら、状況を見ながらとしたらおかしいんですが、今の状態でいくとちょっと続くような気がしますので、しばらくはこの事業は展開してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） そうですね、損耗対策防止事業は継続していただきたいと



いうふうに思います。

その中でですね、町と熊毛の概要なんですけど、やはり呼吸器系、これと消化器系、これでやっぱり子牛は相当亡くなっております。疾病の中では6から7割という部分でありますけれども、あと牛ボツリヌス菌、それと乳幼牛炭疽菌対策、いわゆるこの予防接種ですね。こういうものがやはりないと畜産の継続は非常に難しい。

ここ5年間ですね、本町では1,036頭、事故死も含まれますけれども、そして、年平均200頭余りなくなっております。損失額は1億円です。熊毛全体では、ここ5年間ですけれども、2,870頭、年平均で570頭ですね。約12億円の損失です。

これはせり市場の出場子牛の1回分相当が失われるというそういう試算ができるということです。

先ほど町長から損耗防止の率もお伺いしましたけれども、やはり生産者の体力をこれ以上落とさないように支援をしていただきたいわけですけれども、西之表市の対策ですけれども、今年度から再編交付金を活用して、子牛損耗防止対策事業の補助率は80%、牛ボツリヌス菌、乳用牛炭疽菌対策事業、これは100%市が負担するというので、再編交付金ですから、やはりこの死亡率の高い病巣を予防接種または処方でするといふそういう意思で、やっておられます。

この事業の事業主体は、西之表市家畜自衛防疫協議会。やり方ですけれども、対象予防薬を指定獣医師が接種または処方し、毎月、指定獣医師から協議会に実績報告がなされ、それに基づいて協議会から指定獣医師に補助額を支払う、このようなフローです。

例えば、子牛で言うと5種混合ワクチン接種で、1回1頭当たり約3千円かかります。これの8割補助ですので、生産者は600円でできるというそういうことです。やはりね、33%と80%の差は大きいと思います。

どうでしょうか町長。これ、事業費を見積もってもですね、1,000万から2,000万の世界なんです。ですので、ぜひ再編交付金を活用した事業への展開というところで、今体力がなくなっている畜産農家をこういうところから支援する、そういう気概はございませんでしょうか。どうぞ。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） そういう気概はございませんかと言いますが、ほかの分野でも様々なサポートをさせていただいております。

これだけ気概でやりなさいと言われて、はい分かりましたというわけにはいきませんので、生産農家、和牛の振興会等とも話をする中で、やはり丁寧な飼養管理が、やはり死亡牛の低減に結びつくんだという意識を持っておられる方も結構多いようでございます。

そういったところもしっかり協議を進めていながら、我々も1せり分の牛がなくなっているというのはもう前々から感じているところで、そこに対する対策、そういったものっていうのはやっぱり畜産農家の皆さんには頑張ってい

ただきたいというふうなお願いもしているところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 飼養管理の話も出ましたけれども、それはもちろんだと思います。

しかし、今ここです、やはりできるところで、畜産農家を支えてもらいたい。そういう気持ちからですね、こういう質問させていただいてるんです。

幸いに再編交付金がございますので、ぜひですね、前向きに検討していただきたいというふうに思うところであります。

では次の質問に入ります。最後の質問ですけれども、死亡家畜の運搬及び処理料金の農家負担軽減策と将来に向けた死亡家畜処理の在り方について、熊毛地域全体で検討する考えはないかという質問でありますけれども、ここでいう運搬、これについては島内運搬です。

処理料金は島外に移出する海上運賃と最終処理にかかる経費、この2つになります。家畜衛生処理組合の資料では、牛の96か月未満の場合、1頭当たり島内運搬が1万1千円、処理料金が3万8,500円、合計4万9,500円です。豚は一律に、2万2千円掛かっています。屋久島からは、種子島までの海上運賃もさらに発生しているところであります。

このようにして死亡牛の処理は行われていくわけですけれども、処理後は後に1頭当たり組合から3千円から2千円、そして豚は4千円、そして家畜共済に加入されている方は、それぞれ共済金が支払われますけれども、これは再生産のためのもので、助成からすると生産者負担は大きいと思っております。

そこでまずですね、島内運搬経費の軽減、次に島外に移出して行われる諸経費の軽減、処理経費のうち、海上輸送に係る部分については、有人離島国境法の地域社会維持推進交付金、この制度拡充についてですね。国県への要請を強く行っていただいて、農家経営の下支えをすることが必要ではないかというふうに考えます。

この中で海上運賃の部分については、時間を要すると思われませんが、他の部分については早急に講じていただきたい、こういうふうに考えているところであります。

家畜衛生処理につきましては、熊毛全体で取り組みがなされているわけです。熊毛畜産の維持振興を図る観点から将来に向けて、市町によって隔たりがないように、1市3町でよりよい改善策を検討していただきたいところであります。

町長に答弁を求めます。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） この死亡家畜の処理、適正処理ということで熊毛地区の1市3町、種子屋久農協、鹿児島県、農業共済組合熊毛支部で構成される種子島家畜衛生処理組合というところがございます。

そこで中種子町の家畜市場の裏にストックポイントを、施設を設置して、適

正な処理を推進して組合運営に努めているところでございます。

処理料金等については議員の今説明のとおり農家負担があるところでございます。その一部につきましては負担金を財源に処理組合からの助成金などを交付しているところでございます。

また、処理組合の運営、これ自体にも経費がかかるところでございます。ストックヤードの経費もかかるところでございます。こういったものの負担というものは、それぞれの組織された構成員で負担をするように行っているところでございます。

海上運賃等を含めた様々な要請活動個々においても農政関係に関する問題でございますので、強く訴えていきたいと思っております。

○議長（迫田秀三君） 3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） ぜひですね、1市3町で首長会議等でですね、ぜひ議論をしていただきたいと思います。

また、国県に対しても輸送経費の部分については、やはりどうしても国に動いてもらわなければなりませんので、ぜひですね、強く要望していただきたいと思いますというふうに思います。

最後にですけれども、畜産の経営環境については、振興会あたりでも議論がなされると思っております。

離島に見合った肉用子牛生産者交付金の補給金の姿や、各種貸付け資金の限度拡大、そして、若い生産者への資金有望などと、利子補給などを含めまして、やはり何かと今手を差し伸べて、救済措置を実行し、将来が見える、希望の持てる経営環境の醸成が必要ではないかというふうに思っております。

この辺についてもですね、それぞれこれからも要請が出てくると思っておりますけれども、そこについてもしっかりと受け止めていただきたいと思いますというふうに思っております。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（迫田秀三君） 次は、浦邊和昭君に発言を許可いたします。

11番、浦邊和昭君。

〔11番 浦邊和昭君 登壇〕

○11番（浦邊和昭君） おはようございます。

今年もまた大変暑い夏を過ごしました。今までにないと思っておりますけれども、そうした中で、この暑さを乗り切って、こうしていろんなイベントにも参加しながら、ここにこられたことを大変嬉しく思います。

そしてまた一方、台風13号が、またいたずらしそうな感じもありますけれども、これは私ども台風常襲地帯に属している以上、しょうがないとはいえ、その前後策に十分注意をしながら見守っていきたいというふうに思います。というところで、質問に入らせていただきます。

まず初めに、先に生じました職員の不祥事に関する対応についてでございます。

元教育長及び元関係する課長の早期退任、退職、どう受け止めるかというこ

とをまず町長にお伺いしたいのですが、その前に、今年の第2回6月定例議会で、第34号として町長等の給与に関する条例が制定されました。

その中で、町長あるいは副町長、教育長ともに期間として7月1日より9月30日までとなっております。にもかかわらず、早期退職、早期退任ということになってしまったわけですが、いろいろこれには事情があるとは思いますが、このことをまず町長が、どう受け止めているのかをまずお聞きしたいと思います。

以下の質問については質問席でいたします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） ただいま浦邊議員のほうから御質問がございましたこととございますが、職員の不祥事、これが発生し、当該職員並びに関係職員に処分を行ったことについては、町民の皆様の行政に対する信頼を失墜させることになりましたこと、ここに改めておわびを申し上げます。

このことによって退職者が出たことになるんだろうというふうに思いますが、厳正なる処分の必要性があったということであり、非常に私どもとしても、今浦邊議員のおっしゃった流れの思いで言いますと、お互いみんなで処分を受けて、また心機一転頑張ろうという思いでいたつもりでございましたので、非常に残念な思いでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 浦邊和昭君。

○11番（浦邊和昭君） まず、その退職された教育長、あるいは元教育総務課長を責めるつもりは全然ございません。

ただ、いろんな信頼回復という言葉がどうしても出てくるわけです。

その中で、この早期退職、退任というのは、本当によかったのかというのが、まずどうしても思うところでして、それに対して町長は引きとめることは何回ぐらいされたわけでしょうか。それをまず聞いてみたいと思います。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 退職希望、依願退職というものに関しては、個の問題でもありますので、我々があまり深く詮索することもできない要素でもある部分がございます。

処分をした時点で、しばらくして、もう依願退職願が出てくるのか、ごめんなさい、こっちはどっちが先だったか分かりませんが、そういったところで議員がおっしゃるように、信頼回復という点では、処分を受けて、その間しっかりリスタートできるように整えて、そしてまた業務に当たってもらおうというのが職員の務めなんだろうというのは自分もそう思います。

教育長に関しては、そこら辺もあるかもしれませんが、総合的な考え方、いろんな考え方があってのことだと思いますので、ここについては私は言及は控えさせていただきたいと思いますが、教育長に関しましては、以前の臨時会でもちょっと議員の皆さんに御説明させていただいたときに話をさせていただ

きましたように、任期がまだ残っているので残任期間は頑張れませんかという  
ようなお願いもしたところでもございました。何回というのはもう、そこで御理  
解頂ければというふうに思います。

あと職員に関しましても、退職者、依願退職者というのは、どの時代でも、  
ここに来てもいるわけですけど、その処罰以外でも、処分されたからというこ  
とではなく、責任を痛感してとか、そういった思いで、そう言わずに処分を受  
けて信頼回復に努めようよってというような話もしますけれども、いやいやもう  
責任を感じているのでとか、そういったことでもございまして、我々としてはも  
うそれ以上何度引き止めたとか、どのぐらい言ったのかということに関して  
まで、この場で言及できないものかなというふうには考えております。

よろしいでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 11番、浦邊和昭君。

○11番（浦邊和昭君） 確かに責任をとったという形だろうとは自分も思います。

でも、何回も言いますように信頼回復というのがどうしても先にきまして、例  
えば、郷土誌の編さんはどうなってるんですかとか、あるいは、これと同時に関  
係のないところの課長クラスの方も何人か早期退職されたみたいですけども、こ  
んな中でそう数人も早期退職されて、単に退職されて、信頼回復というのが何回  
も言えるのかなというふうに一応思うものですから、これについて、例えば町長  
はこれも要は依願退職はしょうがないというふうに、あくまでも言えますか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） どの産業においてもどの自治体においても、本当に人材  
不足という状況の中で退職、依願退職等というのは非常にもう我々としても、  
何としてでも食い止めたいという思いは強いところです。

ですので、依願退職される方もそれぞれに、そのあとの計画、それぞれの人  
生設計という中で退職していくんだという方もいらっしゃるし、これに、  
しつこく何故辞めるのか、どうなのか。残れ、辞める必要はない。残れ、辞め  
ないでくれっていうのも、我々としても限界がございまして、それについて  
はもう後の人員の補充といえますか、そういったところで苦慮していかないとい  
けないというような状況でございまして。

議員がおっしゃるような信頼回復という点では、現実的にやはり私もその意  
見には賛同できる場所が多くございます。

やはり我々も責任がありますので、やはり減給のお願いを議会の皆様にお諮  
りして自分を戒めながら、また、このようなことがないように頑張っていかな  
いといけないねということで、より一層、各課長会等でも課長等に対しては厳  
しい発言をせざるを得ない状況になっているところでもございます。

退職される皆さん、退職された皆さんに対してのどうこうというのはござい  
ませんが、私の本心としては非常に残念な思いであるというところでもござい  
ます。

○議長（迫田秀三君） 11番、浦邊和昭君。

○11番（浦邊和昭君） 確かに私どもも非常に残念に思いました。

ただ、もう1つ質問をし忘れていたんですけども、この不祥事に関連することで、郷土誌の編さんというのもあったわけですけども、この進捗状況と完成時期というのはもう分かっているんじゃないでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 浦邊議員に申し上げます。この編さん事業の進捗状況、通告にございません。質問を変えてお願いいたします。

11番、浦邊和昭君。

○11番（浦邊和昭君） 確かに通告はしておりませんでしたけども、この不祥事に関しては、郷土史編さんも絡んでいると思っております。ですから、答える必要があると思います。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 今回は答えますけども、予算計上させていただいておりますので、また進捗については教育長のほうからその際に説明があることと思いますので、各委員の先生方とは連絡を取り合いながら進めているように聞いております。

我々も答えないとか答えたくないとかではなくて、やはりこの関連があるんですけど、せめてここに郷土誌の編さん具合についてとか、そういったことをやはりこの議会運営の中では丁寧に、議員必携にも書いていると思うんですけど、一般質問については丁寧に分かりやすい質問っていうことをうたっていると思います。

我々も私が全部書いてるわけではございませんので、各課長が係長とも協議をしながら今やっていることの説明、そういったところ、それからまた考え方等についても、ある程度調査もしたりとか、そういったことも一生懸命やっております。

そういったことですので、議員がおっしゃりたいこと、聞きたいことは、丁寧に書いていただければ通告の中に入ってくるものだと思いますので、次回からそのようにぜひお願いできればと思いますので、誠意を持って我々も町民の代表である議員の皆さんの質問にお答えできるように対応させていただきたいと思いますので、何卒よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） 11番、浦邊和昭君。

○11番（浦邊和昭君） 通告外のことについては、大変失礼しました。

しかしながら、当然、関係することとして自分は思っておりましたので、今このことについては今後十分注意をしたいと思います。

もう辞められた方についての質問は、もうこれでいいんじゃないかと自分で思うんですけども、今後とも町長には、ただ、その依頼退職をそのままとか、受け入れるんじゃないかと、いろんな事情をかみながら、かみ合いながら、ぜひ引きとめる策というのでも1つやってみてほしいというふうに自分では思います。

次の質問に入ります。

職員が管理する協議会会計において、信頼回復のためということで、不祥事再発防止への取り組みとして職員一丸となり、職務に誠実に取り組むと共に、

全体の奉仕者としての責務を果たすべく努め、職員が相互に信頼し、高め合える職場を構築しますとあります。

取り組みとして7つの項目を挙げているが、各協議会、会計事務等が職員にかかる負担増となっていることをどう考えるかということ質問いたします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 各協議会の会計事務、これの職員にかかる負担が増えているのではないかとのことでございます。

各課においては、公共の利益を促進することを目的とした協議会、これを所管しておるところでございます。そのほとんどの団体に対して、町から補助金や負担金などが支出されているところです。その事務局について、職員の負担になっているという御質問でございます。

業務を行う上で、また行政サービスを進めていく上で、職員が事務を負担するものであるというふうな認識でいるところでございます。

この協議会の会計事務などは、それぞれの業務を遂行していく中で職員がその役割を担っているものでございまして、今後もしっかり職員には対応していただきたいというふうに考えているところです。

当然ながら議員おっしゃるように、過度に負担がかかるような業務であった場合は、当然見直しが必要であるというような話もさせていただいておりますので、所管の課長がそれぞれ業務遂行上の事務の状況を見ながら、改善すべきところはしっかり改善し、対応を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 11番、浦邊和昭君。

○11番（浦邊和昭君） 確かに町長の考えは伺えます。

ただ、先ほども言いましたように、数名の方が辞められて、そして以前から役場職員の募集も防災無線等で行われておりますけども、それを聞いておりますと、2、3名でなく、5、6名以上のような気がいたします。ということはそれだけ職員も不足しているということになるんじゃないかと考えまして、こういう質問をさせていただいているんですけども、そこで総務課長にも、この現場の長として伺いたいんですが、信頼回復の一端として、これまで以上の対策を必要とするべきということは、私どもも十分考えております。

ただ、これまでの処置方法と比べてかなりの負担増となっているのか、あるいは現場の長としてのそういう考えはどうかということ総務課長にも聞いてみたいんですが、どうでしょうか。

○議長（迫田秀三君） まずは、町長。

○町長（田淵川寿広君） 総務課長が現場の長ということでございますが、私のもとで総務課長のほうには、そこら辺の確認、そういったものをしっかりやるように、また各課課長にあっては、自分たちの所管しているその協議会等の金銭の出し入れ等に関してのチェック体制というものをしっかり行わせておりますので、総務課長のほうに随時それが報告が行くようになっておりますので、

ということしか総務課長も答えられないのかなと思いますけど、はい。

○議長（迫田秀三君） 今の町長の答弁でお願いをいたします。

11番、浦邊和昭君。

○11番（浦邊和昭君） それで再度お聞きしますけども、この不祥事防止に向けた取り組みというチラシを頂いておまして、先ほど言いましたように、7つの項目があるわけですが、上の6項目が言えば、これまでの職員に対する、その負担といいますか、それと比べてどのようなものかというのを聞きたいからであったんですけども、いかがでしょう。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 何日か余計時間がかかるというわけではございませんので、しっかりとそこに認識を持って、書いたものに沿ってやりましょうということ、守りましょうっていうことを私としては強く言い、そのチェックを総務課長がやっているというところでございますので、極端にその業務、その7つの項目によることであって業務量が増えるというようなことはないというふうに認識しております。

○議長（迫田秀三君） 11番、浦邊和昭君。

○11番（浦邊和昭君） 分かりました。今後とも、こういう点に気をつけながら、ひとつ協議会等、あるいは、準公金等の取扱いには十分注意をしていただきながら進めていただきたいと思います。

最後にこの点についてももう1つ伺わせていただきます。

7つ目に、職員の不祥事防止に向けた指針の作成を行うとあるんですが、何か内容がちょっと分かりにくいし、そしてこれを作成する構成員というのはどういう方々がされるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 総務課長に答弁をさせます。

○議長（迫田秀三君） 総務課長。

○総務課長（上田勝博君） お答えいたします。

町長のほうから出しました文書の中に書いている不祥事防止に向けた職員の行動指針というものについては、今年度中の策定を目指しているものでございます。

現在、中種子町にはそういった行動指針がございませんでした。それをやはり新たに作成することによって、職員としてしっかり公務員として、全体の奉仕者としての認識を再度認識していくために必要なものというふうに考えているものでございまして、今現在、ほかの市町の策定状況等を確認をしているところでございます。

今後、どういった形で、そういったものを策定していくかをまた資料がそろい次第進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 11番、浦邊和昭君。

○11番（浦邊和昭君） その構成員もできればお願いします。



○議長（迫田秀三君） 総務課長。

○総務課長（上田勝博君） そこにつきましても資料がそろい次第、また協議をしまして進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 11番、浦邊和昭君。

○11番（浦邊和昭君） その検討に向けては、十分に私どもも期待したいと思えます。というところでこの構成員の件ですけれども、町長も大分これに頭を悩ませていることだと思います。

まずそこで忘れてほしくないのは、私ども12名の議員がいるということです。12名の議員それぞれにいろんな発想、アイデアを持った人、それから各方面の知識に豊かな人、いろんな方がおりまして、十分頼りになる議員たちでございまして、ひとつ私どもも利用していただきながら、我が町の町内外に向けた信頼回復のために、この構想をしっかりと取付けてほしいと強く願うばかりです。というところで、次の質問に入ります。

次は、かんしょ作についてでございます。

かんしょ作の現況について、この中種子農業の中で、さとうきび、畜産、園芸作物等とともに歩んできたかんしょでございますけれども、でん粉用、青果用、焼酎用、それぞれの産業を維持できる安定量は図られているのかというのをまず質問させていただきます。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） これまで本町では、基幹作物として、さとうきびとでん粉原料用かんしょを中心に農業振興、これまで図ってきたところでございます。

令和2年にさつまいも基腐病が発生して以来、かんしょ全般の作付面積、そしてまた生産量及び生産額が大幅に落ち込んできている状況でございます。

かんしょの令和元年度当時の生産状況としましては、でん粉原料かんしょが、作付面積が504ha、生産量が1万3,422t、反収で2,633kg、71俵。生産額は約4億8,800万円、青果用かんしょが作付面積が111ha、生産量が1,953t、反収が1,703kg、生産額は約3億7,000万円、焼酎原料用かんしょは作付面積が11ha、生産量285t、反収2,591kg、生産額としては把握できないでいるところでございます。

令和5年度の実績につきましては、でん粉原料用かんしょは作付面積が252ha、約半分です。あと、生産量が524t、反収が2,085kg、56袋、生産額約2億3,500万円、青果用かんしょは作付面積が100ha、生産量が1,084t、反収が1,060kg、生産額は2億7,900万円、焼酎原料用かんしょは作付面積が6ha、生産量121t、反収2,057kg、生産額は約680万円というふう聞いております。これが昨年の状況です。

本年度作付面積につきましては、でん粉原料用かんしょで207ha、青果用で100ha、焼酎原料用で6haというふうに把握を現在しているところでございます。

さつまいも基腐病の発生前と本年度と比較してみますと、大幅に減少してい

るというのはもうこれは明らかな事実でございます。

この期間、熊毛支庁を中心に熊毛地区さつまいも基腐病対策プロジェクトチーム会を発足し、関係機関一体となって対策を講じてまいったところでございます。

栽培技術の見直しや研修会なども開催をされており、栽培農家への技術指導、助言などを行ってきたところですが、まだまだ厳しい状況が続いている感があります。

これまでも国の基腐病対策としての甘味資源作物産地生産体制強化緊急対策事業などの活用を推進し、薬剤であったり、生分解性マルチなどの資材支援から土壌の改良資材や排水対策を進めてまいっております。

また、町単独による早期植付け推進などによる品質、反収の向上を図るため、でん粉用、青果用とも育苗ハウスの設置助成、バイオ苗の普及のための支援、こういったものを継続して実施をしておるところです。

各産業の維持できる安定量を図れているのかということについてでございますが、焼酎原料用については地元酒造会社と農家との契約栽培となっているようございまして、酒造会社へ聞き取りを行ったところ、昨年産までは、工場の受入れ計画量が予定どおり満たされたというふうに聞いております。

また、島外からの買い付け分について、これについてはちょっと把握ができていないところでございます。

青果用さつまいもに関しては、JAの聞き取りにおいては、大変人気のよう需要は大変多くございますが、青果物が足りていないというような状況であります。

また、個人による島外への出荷、これに係る部分につきましては、民間会社への販売であったり、市場等への出荷についても需要に対して供給が足りていないというようなことは、JAからの情報で察することができるのではないかなというふうに思います。

ただし、販売単価、これについては、以前に比べて上昇しているようございまして。

でん粉原料用かんしょについては、先ほど説明通り令和元年度と本年度比較しますと作付面積が207haまで減少しており、令和元年度と比較して約6割が減少している状況です。

各種補助事業や基腐病の対策の推進を行ってきましたが、面積の減少をとめることができなかったというのが現状でございます。

価格につきましては、1袋当たり1,900円ほどに上がっておりますが、作付面積の拡大につながらず状況は変わっていません。

産業を維持する安定量なのかと言われますと大変厳しい状況に来ている、厳しい状況が続いているというふうに思っているところでございます。

特に、これまででん粉原料用かんしょで売上げを上げていた農家の皆さん、そしてまたでん粉工場、この経営収入には大変大きな痛手となっているというふうに認識をしているところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 11番、浦邊和昭君。

○11番（浦邊和昭君） 確かに、作付面積の減少が続いており大変難しい時期であると思っております。

また、そんな中で各農家に原料用のかんしょを植えてくださいという、そういう言い方も行政側としては難しいということも分かっておりますけども、ただ、今の現状でいきますと、でん粉原料用が1番難しい問題にあると思うんですけども、現在、この島内にはかつて何工場もあったでん粉工場がもう3工場になってしまいました。

現在のような作付面積では、その1工場分にも足りないような面積となっているわけですけども、これをこのまま黙って見過ごしていいのかなというのが非常に心の中にあっただけです。こういう質問に入ったわけですけども、言えば、かつて、さとうきびはもちろん複合経営、畜産との。その中でかんしょの収入というのは非常にそれなりの位置を占めたわけです。

今といえば、どうやら何番目になるのか分かりませんが、かなりその期待では、各農家の期待度は落ちているような気がいたします。

ここをどうこうしてくれというのは、とてもあり得ない話ですけども、ただ3工場についての今の作付面積で、このまま何も対策をとらないんですかというのをまず聞いてみたいんですけども、いかがでしょう。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 3工場に対してのというのは、その3工場といたしますが、市丸でん粉さん、中村でん粉さん、もう1つは南種子町の永松でん粉さんの3社のことだろうと思っておりますが、その工場支援というようなものの対策というものはどうかというような話だろうかと思っておりますが、農家支援という形もしくは、価格の高騰に向けた要請活動、そういったものをやはり続けていってみたいというお願いとかいうのはやはり聞いておまして、今回上がったということで少しは喜んでいたところだったんですが、いかんせんその生産量が少ないというところで、単価的にも少しぐらい上がったぐらいではなかなか対応できないというところで、基腐病自体も発生当初よりは幾分減少してきているように聞いておりますので、そこら辺含めて植付けというものも進めていくような方向性ってというのは大事だろうなというふうに考えております。

○議長（迫田秀三君） 11番、浦邊和昭君。

○11番（浦邊和昭君） すみません、私の質問がとてもまずかったようです。

町長の施政方針の中で、この基腐病には悩まされて当然いるんですけども、ブロッコリーとかキビとの輪作体系でもっての推進と作付面積減少の抑制策として、生産者支援と工場業者との連携をとり進めるとありますが、その抑制効果というのは、もう言えば期待ができるのかなという、ここに書かれてある抑制効果というのは期待できるのかなというのが一応思ったものですから、どう質問すればいいのか、とにかく3工場ではとても操業できないような現状であるんですけども、それに対してどのような対策というのは考えているのかと

いうのを簡単をお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 中種子町がやはりでん粉原料用のかんしょであったり、さとうきびであったりというのは、特に作付面積ってのは1番多いところなんですよね。

その中でやはり、でん粉工場サイドともいろいろそういったところで危惧して話をするんですが、当然、町内にある2工場とも話をします。

そういった中では、逆に自分たちでも、いもの生産を増やしていく必要性があるのかなとか、いろんな話を聞いております。

だから、そこはしっかり連携というか、そういったのはとりながら、いろんな情報交換をしながら今現状やっているとございます。

基腐病があるという中で、先ほど議員がおっしゃられたように、どんどんつくってくださいというようなことがなかなか言いにくい状況ではあるんですが、基腐病対策というものをしっかり県の農政普及のほうと連携しながら、農家の皆さんにお伝えしつつ、これが収まるような方向に向けて頑張っていくしかないのかなというふうに思っておりますし、健全な苗の供給等に関しても、農協さんとも協議もしておりますし、いかんせん、農家の皆さんが芋を植えてみようかなという気持ちを起こしていくことがとても大事なんだろうなというふうに思います。

輪作体系に関しては、ブロッコリーが指定野菜になっておりますので、こういったところも含めて、さとうきび、でん粉原料用かんしょ、ブロッコリー、さとうきびっていうような輪作っていうのがやはりその1つのほ場で稼げる農業に結びついていくものなのだろうというふうに思っておりますので、そういったところに関して国からの支援、そういったものも要請しながら作付けしやすい環境づくりに我々は協力していかないといけないんだろうなというふうに思っています。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 11番、浦邊和昭君。

○11番（浦邊和昭君） さとうきびは主幹作物ですから、という私も考えておりましたけれども、いろんな支援事業がかんしょに比べて多いと思います。

最近でもいろいろ手元に届いた、言えばアンケートみたいなこともありますし、さとうきびについては、非常にいろんな面で取り扱われているような気がいたします。

それに比べて、かんしょは幾分、僻みではないんですけども、取り残されているような感もするものですから、こういう質問をさせていただいたわけですけども、今後とも、まだまだ諦めずに、このでん粉用原料かんしょについては、まず、作付面積を大幅に増やすということはできないんでしょうけども、何かの手でひとつ考えながら、私も案を持っているんですけども、ここで言えないような案でして、そんな方策もありますから、ひとつ考えながらやってほしいと思います。

次、青果用のことですが、簡単に言いますと前副町長の土橋氏が安納いもは輸出品目としては非常に有望である。ただ、乗り越えなければならないハードルが数あるというふうに言われたんですけども、それに向かって1つも挑戦しようという気配がないんですけども、これについてはどのような考えをお持ちですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 青果用、安納いも等に関しましては、ブランド推進本部のほうで様々なチャレンジをしていただいております。

また、当然基腐病という大きな打撃を受けながらの青果用の販売になっているところだろうとは思いますが、そういったところも含めてG I 認証であったり、そういったところまで頑張っておいておりますので、何もしてないというのはちょっと違うのかなというふうに思うところです。

○議長（迫田秀三君） 11番、浦邊和昭君。

○11番（浦邊和昭君） その点は非常にすみませんでした。

ただG I 参加というのは非常に素晴らしいことだと思いますので、これを生かして輸出品目としての安納いもというのを今1度見直して、それに突き進んでいくように努力していただければと強く思います。というところで、次の質問に入らせていただきます。

次の質問は、教育長に対してでございますけども、まずは御就任ありがとうございます。そしておめでとうございます。

これまでの実績、経験を十分に生かしてもらい、私どもの中種子町の子どものために、精いっぱいその成果を上げるように頑張ってもらいたいと思うわけです。というところで質問に入りますけども、現在、町内には7小学校ありまして、そのうちの6つの小学校が小規模校です。

このままの体制でいくのかというのをまず簡単に質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（迫田秀三君） 教育長。

〔教育長 鮫島孝則君 登壇〕

○教育長（鮫島孝則君） 浦邊議員の御質問にお答えしたいと思います。

6小学校が小規模校であるということで、このままの体制を保つのかという御質問なんですけども、これまでも小規模校の統廃合について問い合わせとか御意見を数件頂いている状況でございます。

御質問について、議員の方々におかれましても小規模校で学ぶ児童、保護者、校区役員の皆様、教職員等の御負担を憂慮されてのことと存じますが、町内の各小学校では、小規模校のメリット、各地域の特色を生かして、学校と地域が連携して魅力ある学校づくりに熱心に取り組んでいることは御承知のとおりだというふうに思っております。

また、行政としては校区とも協力しながら、現在ある制度を活用しながら、児童数確保に向けた取り組みを進めているところでございます。

そのようなことから各学校においては、小学校のみならず各地域住民の心の

よりどころ、地域活動の拠点として機能しており、統廃合を推し進めることは今のところ計画はしていないところでございます。

町民に地域生活の不安を感じさせることにつながることを考慮して、小規模校の統廃合に関する再編については、現在のところ考えておりません。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 11番、浦邊和昭君。

○11番（浦邊和昭君） 私は実を言いますともう高齢者ですけども、私どもにしましては小学校というのは、また一段とそれぞれに格別な思いのある母校でして、その母校が小規模校になってしまった、野間小学校は別ですけども、そこから来るいろんな思いがありまして、こういう質問に入るわけですけども、例えば、2年生の子が、その学校で1人、両隣の1年生、3年生は0人からほんの2、3人。そういうことが十分に考えられます。

また、現実にあるんじゃないかと思っておりますけども、こういうときの子どもというのは、6年間、本当に頑張っていけるのかなという思いで、こういう質問に立っているわけですけども、こういうことに対して、例えば校長先生はかつていろんな現場を踏んでこられたわけですけども、そういう意味から、この小学校の小規模校のメリットとかそういうのは、当然お持ちでしょうか。ぜひ、お答えお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） ありがとうございます。

小規模校においては私も現場にいましたので、小規模校については、教職員の目が届きやすいというところもございます。それから人数が少ない分、自分から積極的に取り組まなければならないリーダー性も育ってきます。

人数が少ないということに関しては、町の教育委員会としても交流学習だったり、それから3校合同集団宿泊学習、修学旅行という形で集団で学ぶ機会も設けておりますので、そういうことについては、今後取り組んでいきながら、子どもたちの健全育成に努めてまいりたいというふうに思っております。

私も現場におったんですけども、小規模校の子どもたちは、やはり大人数のところにいるとちょっと消極的なるのかなというふうな声も頂いているんですけども、実際私が集合学習に参加したこととか、それから修学旅行、それから中学校の行事等に参加したときに小規模校の子どもたちがリーダーシップを発揮しながら活躍しているというのを多々目にしておりますので、小規模校の子どもたちも全然臆することなく頑張っている姿を目にしているところでございます。

このままの状態が続けていきたいというふうには思っておりますけども、校区民の方々から、地域の方々からそういう御意見等がありましたら御意見を聞かせていただきながら、よりよい方向を探っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 11番、浦邊和昭君。

○11 番（浦邊和昭君） 3 番目で聞くつもりだったんですけども、先に答えられてしまいました。ただ思うに小規模校というのにも、もう限界があるんじゃないかというのが、どうしてもあります。

例えば、複式にして数名よりは、せめて 10 何名、あるいは複式じゃないか。そういうふうにぎりぎりのところでも、その数というのがやっぱり差があるような気がしまして、ですから、例えば、もう何名以下になったらどういう段階にいくべきじゃないのとか、そういうのを考える時期に来てるんじゃないかなという、そういうふうを考えるわけですけども、この小規模校の線というのを考えるべきではないかという質問ですけども、いかがでしょう。

○議長（迫田秀三君） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） はい、ありがとうございます。

小規模校の線を考えるべきではないかという御質問なんですけども、現在、文部科学省が示している公立小学校の適正規模というのが出ておりまして、12 学級以上 18 学級以下が望ましいというふうに文科省ではうたっております。

そういった意味で 6 小学校は、国が定める基準を下回っているという状況で、野間小学校が辛うじて基準に達しているという状況であります。

しかしながら、過去に学校規模を重視した無理な学校統合があったことから、行政が一方的に進めるのではなくて、地域住民の理解と協力を得られるときに、小規模校のメリットを踏まえて総合的に判断することが求められているというふうになっておりますので、線を考えるべきではないかという御質問に対しては今の段階で、もうその最低の線のラインには来ているというところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 11 番、浦邊和昭君。

○11 番（浦邊和昭君） そういう御理解があれば、なおさらこの先もいいんじゃないかというふうに思うんですけども、先に 3 番目の答えを言われてしまったんですけども、行政側の考えるメリット、デメリットと現在の学校に通っている児童と保護者のメリット、デメリットは、違いがあるんじゃないかなというふうに私は思います。今の若い人たちの考え。

ですから、そういう声というのを実際に、なかなか計画するのは難しいかもしれませんが、そういう場をつくっていただければと思うんですけども、そういう場をつくるというのは難しいでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） 現在の学校規模の適正化については、まだ議論が始まってない状況ということもあります。

校区からの要望によって学校規模適正化に関する議論が始まり次第、児童生徒、それから保護者、就学前の子どもの保護者の声を聞く機会を計画すべきではないかというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 11 番、浦邊和昭君。

○11 番（浦邊和昭君） そう言わずに、なるべく早く今の子どもたちの声、あるいはその保護者の声、また、どれぐらいの人数とか私はまだ言えませんが、教育委員会が考える程度でよろしいですので、ぜひ声を聞いていただいて、今後の動きにひとつ加えていただければというふうに思います。どうぞよろしくお願い致します。

以上、質問を終わります。

○議長（迫田秀三君） ここでしばらく休憩します。

再開は、おおむね 13 時 20 分からといたします。

-----○-----

休憩 午後12時11分

再開 午後01時14分

-----○-----

○議長（迫田秀三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、大町田勇希君に発言を許可いたします。

1 番、大町田勇希君。

〔1 番 大町田勇希君 登壇〕

○1 番（大町田勇希君） 議長の許可を受けましたので、一般質問をさせていただきます。1 番、大町田勇希です。

先月、総務文教委員として、さつま町、出水市、こちらに所管事務調査を行かせてもらいました。そのことを踏まえた一般質問をしていきます。

あわせて先月末、中種子町を襲った台風 10 号、こちらの状況について一般質問をさせていただきます。

まず 1 個目、避難所について、先日の台風 10 号の来襲によって各校区において避難所の開設がなされました。そこに避難された町民の数はどれほどだったのか、町長にお聞きします。

以降の質問については質問席から行います。

○議長（迫田秀三君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 先日の台風 10 号によって避難された町民の数ということでございます。

台風 10 号につきましては、発生直後は四国方面への進路が予想されておりましたが、次第に奄美、種子島方面に向きを変えて強い勢力を維持したまま接近することが見込まれる予報となったことから、町といたしましては、8 月 27 日午後 5 時に自主避難所として中央公民館を開設し、翌 28 日午前 9 時に町内 9 か所の避難所を開設したところです。

避難者につきましては、27 日の自主避難が 5 名、28 日は 85 名の方が避難されております。全体では 90 名の方が避難しております。

29 日は強風域にあったものの、風雨も大分収まっていたこともあり、午前 9 時までには全ての避難者が帰宅され特別警報も解除されたことから午前 10 時 30 分に避難所を閉鎖したところでございます。



以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） この避難所での状況なんですけど、先ほど町長から行政報告にもありました停電が、最長2日間続いていたというところも踏まえて各避難所、こちらについて停電等はされていなかったんでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 当然中央公民館、こういったところで瞬断というのがございましたが、長期にわたっての停電というのはございませんでした。

ただ、油久の体育館を避難所として設けておりますが、そこについては停電が続いたというふうに聞いております。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい、ありがとうございます。

停電が起こった場合なんですけど、今各避難所、校区の避難所においては、小学校の体育館、こちらにスポットクーラー等を設置して暑さ対策をしながら、避難してきた方がある程度過ごしやすい環境を各職員の方々がつくってくれているのを見ておりました。

それでも停電をしてしまうと、スポットクーラーもそうなんですけど、明かりもちょっとつかないような状態で、そこで、停電した箇所に避難した町民がいたのか。また、いたのであれば、健康状態等に大きな影響はなかったのか、分かる範囲でいいので教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 夜停電した場合、トイレとかも非常に危険でございますので、らんたんといいますか、電池式のものを用意しております。

また、発電機を準備しておりますので、発電機等で扇風機等を回したりとか、そういったことも対応しております。

ちなみに油久につきましては、避難者数が1世帯、1人の避難の方でございます健康状態に問題はなかったというふうに聞いております。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 発電機を回して扇風機とかを使用したっていう認識なんですけど、これ多分発電機によっては、スポットクーラーとか複数の扇風機を回せない規格のものとかもあると思うんですよ。

一度ちょっとそういったものを見直ししてみてもどうかかなと思ってはいるんですけど。今現状あるものを、そういったどのぐらいのキャパで対応できているのか分かれば教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） スポットクーラー、扇風機全部を稼働して、なおかつほかの電源を使うとなると、現状の発電機では対応できないというふうに思っております。

長期にわたる避難ということになりますと、1日、2日であればしのげたとにしても3日、4日となりますと、そこら辺で電力供給量が足りないということ

で災害協定を結んでいるところからの大型発電機、これの利用ということで考えて計画をしておりますので、そういう事態に陥った場合は、早急に搬入をしてもらって対応するというようなことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） そういった状況に陥った場合の備えを町としてしっかりやっていってるってことを認識いたしました。

次の質問です。身体に制限のある町民と今回はしているんですけど、何かしらの支援が必要な方、こういった方々の避難場所、ある程度協定を結んで開設してると思うんですけど、そういった方々の避難状況についてはいかがだったでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 身体に制限というのがちょっと分かりかねるというか、高齢者であったりとか、障害をお持ちの方であったりとかいう方の避難状況ということで答弁をさせていただきますと、避難所では特にいちいち障害者手帳を提出してもらおうというようなことはやっておりませんので、避難された方を見たままで判断した中では、今回の避難所開設において車椅子を利用する方など、障害を持つ方の避難というのはございませんでした。

高齢者の避難状況につきましては、70歳から90歳代の方で7割を超えている状況でございました。

高齢者の避難が多かったわけですが、高齢による身体的機能の低下が見られる方も一部には見られました。

しかし、特別な介助を必要とする方の避難というのは、今回の台風10号の避難所においてはなかったということでございます。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい、ありがとうございます。

ここ私ちょっといろいろと調べたところ、何て言いますかね、支援学校に通っているようなお子さんだったりとか、こういったお子さんっていうのはなかなか支援を必要とする存在ではあります。そういった方々が、今現状、何かあったときに避難できる場所っていうのは今想定されているのでしょうか。

ちょっと関連質問として教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 福祉センター等福祉避難所、また、介護施設等々と協定等を結んでおりますので、そこへの避難というようなことを御連絡頂ければ対応させていただくつもりでおります。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい、ありがとうございます。

これなんですけど、ちょっととある、そういった協定を結んでる施設によっては、これ停電すると、水が流せない。水道が止まるといった施設もあります。

こういったものに対して、今しっかりと協定を結んでいるとは思いますが

ど、行政としても何かしらそこを補完するようなことをしてみたらどうかと思うんですけど、町長どうですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 補完というのが、おっしゃる意味で言いますと発電機を設置するとか、何か対応したほうがいいんじゃないのかということであろうかと思しますので、その辺についてはそういう避難者がいるもしくはそういうところで要望等があれば対応していきたいと思えます。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい、ありがとうございます。

次の質問に入らせてもらいます。今現在学校給食、こちらについては、再編交付金等を活用して全ての副食費と給食費が無償になってます。

ここで質問なんですけど、まず、この給食を児童に配る上で、食品アレルギー、こういったものに該当する児童数はどれぐらいいるのか。また、そこへの対応について教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 町立学校給食センターにおきましては、現在町内の小学校7校、中学校1校、県立特別支援学校1校の合計9校を対象に学校給食を提供しているところでございます。

このうちアレルギー対応を行っている児童生徒は、総数で19名となっております。

学校給食における食物アレルギー対応につきましては、文部科学省による指針であったり、ガイドライン、種子島地区学校栄養士協議会によるマニュアルなどを参考に行っております。

毎年、食物アレルギー調査を実施をしており、食物アレルギー疾患を持つ児童生徒の把握に努めているところです。

アレルギーを有する児童生徒につきましては、医師の診断のもと学校生活管理指導表を提出してもらい、学校保護者、栄養教諭と面談を行ってから対応をしているところでございます。

本年度のアレルギー原因食物の主なものは、卵、甲殻類で全部で15食物を対象に対応を行っているところでございます。

対応方法は、基本的に完全除去食によることとしておりますが、卵焼きを鳥のてりやきに変えるなどした代替食を提供する場合があります。牛肉ハンバーグをとり肉ハンバーグに変えたりとか、そのような対応をしているところでございます。

また、柑橘類の除去につきましては、服薬の関係で主治医からの診断書に基づいて対応しております。

なお、原因食物として複数の主要食物を有している児童の場合、安全性を最優先とすることから給食停止とし、お弁当持参による対応とさせていただきます。

以上です。

- 議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。
- 1番（大町田勇希君） はい、今19名の児童が食品アレルギーといったものを持っており、何かしら対応しているということでした。  
これ今先ほどあった、お弁当で対応しているっていう児童数はどれぐらいいるんですか。
- 議長（迫田秀三君） 町長。
- 町長（田淵川寿広君） この主要食物の中で、やはり給食にちょっと不安が出るということもあるのかもしれませんが、保護者からの申出により、なかなか除去しにくい部分もあろうからということなのだろうと思いますが、保護者からの申出により弁当を1人、町内で今対応している現状でございます。
- 議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。
- 1番（大町田勇希君） はい。やはり子どもさんの安全性を考慮した上で、そういった対応にならざるを得ないというのが、まずすごく理解できるんですけど、これ冒頭に申し上げたとおり、今現在給食費が無償化されております。  
それゆえ、そういった個別に対応する場合については、その無償化の枠から外れてしまうんです。  
これは、みんなの幸せのためにと給食費を無償化したことのちょっとした副産物だと認識はしているんですけど、こういった児童の家庭に対してですね、何かしら手を差し伸べるっていうのを、どうですかね。  
これ、こういった現象が今後全く起きないとは限らないので、そういった状況にも対応するためには、やはりその給食費無償化等、そういった支援が必要なところにしっかりと行政としてアウトリーチしていったほうがいいと思うんですけど、どうですか町長。
- 議長（迫田秀三君） 町長。
- 町長（田淵川寿広君） 総体的に、給食費自体は材料費で賄っているものを、これまでは保護者の皆様から頂いて、食材の購入等に充てていたところでございます。  
そこら辺も含めて、給食費に関しては、低廉化といいますか、これまで納めていただいた時ときにも軽減措置をする過程とか、そういったところもございましたので、そういったところも含めて今後検討していく必要はあるのかなとは思いますが、今のところ、保護者様からの申出というところによって、そこについては今対応していないという現況でございます。
- 議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。
- 1番（大町田勇希君） 今の答弁の中ですと検討はしないとだろが、保護者から何か意見があればそれに対応するそういったニュアンスをとれたんですけど、それでよかったですか、町長。
- 議長（迫田秀三君） 町長。
- 町長（田淵川寿広君） 私ども本当にそういった意味では1人の子どもということではしっかり対応すべき問題でもあるのだろうというふうには、今日、今議員からの御質問の中で感じたところでございます、これに関しては我々も真

撃に受け止めて、今後考えていく必要性はあるというふうに思います。

○議長（迫田秀三君） 1番大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） なかなかこれすごく珍しい例だとは思いますが、そういった行政がしっかりと一人一人に向き合っていていただくと、町民一人一人の幸せにつながると思いますので、どうか前向きにしていてもらえればなと思います。

次の質問です。

前回議会で給食センターの建て替え等についても話をし、その調理に従事されている方の負担はどうかというような話をさせていただきましたが、ここもその部分になってくるのかなど、次の質問が食品アレルギーに対応して提供する職員の労力であったり、施設面で何か不足しているものはないのでしょうか。お願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） これに関しましては完全除去食、この献立を作成というのは、栄養教諭により原因食物の混入を防止して複雑で煩雑な調理作業とならないように、なるべく作業工程表や作業動線図の確認を行っているところです。

労力も含め、そういったところでは、それを考えながら献立を作成しているということで御理解を頂ければと思います。

調理の際でございますが、通常の作業工程後、最終工程で小鍋に移して、アレルギー原因食物が混入しないよう調理を進めていますが、作業調理員の区別化やアレルギー食用の調理台を活用したりと複数の混入防止対策を行っているところでございます。

本来であれば、専用の調理室などがあればいいかと思うのですが、現施設においてはスペースの確保、これが難しいというのが現状でございます。

給食センターの建て替えにおいては、こういった問題の解決も含めて検討していく必要はあるのかなというふうに思うところです。

職員数につきましては、その労力の問題でございますが、職員数につきましては、現在フルタイム会計年度任用職員7名とパートタイム会計年度任用職員1名の調理員を配置しております。2名の欠員があることから、栄養教諭であったり、配送員も調理作業に当たっているのが現状でございます。アレルギー食物対応の有無にかかわらず、給食センター全体の給食の調理過程においては、人員不足ではないかというふうに感じているところです。

引き続き職員募集であったり、人員確保を推進して調理員が働きやすい環境整備には努めていきたいというふうに考えております。労力的には、やはりちょっと今厳しい状況にあるのかなというのが現状でございます。

なお、このアレルギーにつきましては、調理現場のみならず、教育委員会、学校、学級、保護者とも連携を図って給食時間を安全に楽しく過ごせるよう対応していきたいと思っております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） これちょっと私の覚え違いだったら非常に申し訳ないんですけど、6月議会の際に、給食センターの話、そこで調理する人は足りているのかという質問をしたときに、ぎりぎりですが、足りていますというような答弁されたと思うんですよ。

これ今の答弁聞くとちょっとそこに関して乖離があるような気がするんですけど、不足しているという答弁が出たので、ちょっともう少しそこをお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 現状本当に各産業で今人員不足だという声が叫ばれている中、給食センターにおきましても、前回の議員の答弁に対する答弁の時期と今とでちょっと変わっておりまして、その中でも、先ほど申し上げましたようにこの間2名の欠員が出ております。そういったところで募集をかけております。

そういったことをございます。御理解を頂ければと思います。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい、分かりました。

次の質問にいかせてもらいます。次なんですけど、先ほど、この議会開会当初に教育長から所信の御挨拶と申しますか、決意表明というものを頂きました。

ちょっとそこに付随したところになると思うんですけど、この教育についてといったところで、教育長が変わったといったところで、今教育長が考える、これからの中種子町での教育ビジョンについて行政として何を推し進めていくのか、今のお考えをよろしくをお願いします。

○議長（迫田秀三君） 教育長。

〔教育長 鮫島孝則君 登壇〕

○教育長（鮫島孝則君） ただいまの大町田議員の質問にお答えしたいというふうに思います。

本町では、平成27年4月から施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い国、県の教育行政の施策を踏まえ、地域の実情に応じた教育の振興を図るために、平成27年度から5年ごとに市町村での教育大綱の策定が義務づけられ、令和2年度から現在まで第2期となる中種子町教育振興基本計画に基づき、今後の本町の教育のさらなる充実発展に向けて推進しております。

御質問のこれからの中種子町の教育ビジョンについてですが、行政として何を推し進めていくのかということをございます。私の任期である来年4月までの残任期間については、前北之園教育長の基本方針を継承して、教育振興基本計画に基づいて進めてまいりたいというふうに思います。

本計画については、第6次中種子町長期振興計画に基づき、これまでの中種子町教育振興基本計画を踏まえ、県教育委員会と連携しながら、風に向かって立つ中種子の人づくりを基本目標として、郷土の教育的な伝統や風土を生かし、全人教育、生涯教育の推進に努めることとしてございます。

学校教育では、問題を解決するための高い学力を育て、折れない心と健康な体をつくるを目標とし、困難に立ち向かう、生きる力にあふれる子どもの育成を図るために、ICT教育の積極的な推進、能力を伸ばし、たくましく生き抜く力を育む教育の推進、規範意識を養い、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進、教職員の資質向上と開かれ信頼される学校づくり、教育環境の整備、充実及び学校給食の充実等を図ってまいりたいと思います。

次に、社会教育では、学び合うチャンスにあふれる地域社会づくりを目標として、生涯学習推進体制の整備拡充とあらゆる場面を活用した学習機会の拡充に努め、ふるさと文化の創造と保護に取り組み、公民館活動の充実を図ってまいります。

また、生涯にわたる健康づくりとスポーツ活動を一体的に推進してまいりたいと思います。

本町教育行政の推進として今後もこの計画に基づき、教育委員会機能の充実と活性化、学校、家庭、地域関係団体等相互の連携を図り、それぞれの役割を十分に果たしながら地域全体の教育力の向上に取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい、ありがとうございます。

今の話を聞いていて思ったところとして、多分どこの自治体も似たようなことはやっているといます。多分、ほとんどの自治体が。

そこを踏まえてですね、今の中種子町としてほかの自治体にこれは負けないというか、何が違うのかっていうのを今の中で具体的にあればお願いします。

○議長（迫田秀三君） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） 中種子町では特に取り組んでいるのが、まず1つ目にキャリア教育、それからICT教育、本町が1番推進してまわっている教育活動でございます。

それは学力向上につながるものでありまして、学力向上についても、本町は他の市町に比べても高い水準にありますので、そういった意味も踏まえて、キャリア、それからICT教育のほうを推進してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 最初の開会当初のときにも、今あったキャリア教育といったところを推し進めていくというのがあったんですけど、このキャリア教育って言葉だけだと何か普通の人ってよく分からないのかなと思うんですよ。

これ、もう少しキャリア教育とは何ぞやっていうのを具体的にお話し頂ければと思うんですけど。

○議長（迫田秀三君） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） お答えします。

キャリア教育は一般的には、いろんな職業に触れるというふうな意味合いを持つものではあるんですけども、本町が考えているキャリア教育については、自分の将来のために学習を行う意識を持たせる。

人との関わりを学ぶこと、それから情報を集めながら世の中に広く目を開かせて、働く体験を重ねることを通じて社会の形成者として必要な資質を身につけさせるというふうに本町では考えております。

自分がどんな職につきたいのか、どういったことをやっていけばいいのか、やはりそこは学力につながることで、一応そこをキャリア教育として進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい。今の教育長の答弁で、いろんな経験をさせて、学習面でも人間の人格形成といったところにもなるんだと思うんですけど、そういったところで教育を推し進めていくというところで理解はしました。

ですが、今ちょっと中種子町の喫緊の課題として、今中種子町自体かなり出生数が下がってます。

こういった超少子化の状況にあるわけなんですけど、そうですね、こういった直接的に少子化に対する対策というものは教育長1人ができるものではないというのは十分認識しているんですけど、そこを踏まえた、何と申しますかね。教育の対応策、こういったものがあれば教えてください。

○議長（迫田秀三君） 教育長。

○教育長（鮫島孝則君） ありがとうございます。

教育委員会としましては、少子化対策といたしまして小規模校をみんな集めての交流学习、先ほどもお話をしましたが、3校合同の宿泊学習とか、それから修学旅行、あと、リモートを使つての講演会、学習とかですね、近隣の小学校と一緒にリモートをつないでやるとか、そういった形で今取り組んでいるところです。

児童生徒が少なくなってきた対応としては、今そのように取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 初の議会の中で非常に緊張されたと思うんですけど、答弁をありがとうございます。

次、最後の質問項目になります。

学校再編についてと申したところで、この学校再編の話をする、どうしても統廃合をおまへはするのかと、そうやって推進をするのかというような御意見を2週間ぐらいかなり頂いてます。これ私、3月議会でも町長にも言ったんですけど、別に統廃合を進めろっていうことは一言も言ってないです。

統廃合をすればっていう仮設の話を見せてもらいました。

その上で、各小規模校の校区がこれから維持運営をするにはどうしたらいい



のかという建設的などところで議論をしたいということで、3月議会のときに話をさせてもらいました。

また、冒頭で申し上げたとおり、さつま町へ所管事務調査に行ってまいりました。

こちらについては、中種子町の公金、税金を使って宿泊費であったり、旅費については出してもらっているものですので、こういったところをしっかりと成果を出すためにもといったところで、こういった質問をさせてもらいます。

すみません、前置きが長くなりました。

まず、質問1項目なんですけど、学校再編について考える時期に来ているのではないかという問いです。

町長、よろしくをお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 先ほど来話が出ておるところでございます。

法令上というもので標準を満たしているかどうかとなると、中種子町内においては、野間小学校がぎりぎり満たしている現況で、他の小学校については、学校規模適正化が望ましいというふうになっているところですが、特別の事情があるときは、この限りではないという弾力的な国の指針になっているところではあります。

また、本町では、各小学校の地域における活動拠点としての存在の大きさを勘案し、小規模であることのメリット、これを最大限に生かし、デメリットを少しでも補えるよう工夫しながら教育行政、教育指導を行ってきている現状です。

また、議員も御存じと思いますが、学校規模適正化のために特任制度を取り入れており、野間小学校校区から町内の他の小学校へ通えるような制度を整えているところがございます。

また逆に、これをほかの小学校から野間小に通えるようなことはできないかというような話もございますが、これについてはちょっと慎重な検討が必要になってくるものなのだろうというふうに考えているところがございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 今、町長の答弁の中で、特任制度というキーワードが出ました。

この特認制度については、小規模校の学校に校区外から関係なく行けますよというところなんですけど、これ今の現状で、中種子町内でこの特認制度の活用状況ってどうなってますか。今分かる範囲でいいので教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 学校教育課長に答弁させます。

○学校教育課長（奥博志君） 正確な数字は分かりませんので、また後ほど調べて御報告いたします。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） すみません、答弁の中で特認制度というワードが出たので、しっかりと数は押さえてるのかなと思ったんですけど、ちょっとそこは置いていてですね。

これ特認制度自体は、非常に小規模小学校が子どもが減っている中、何とかその学校を維持するために切り札的な制度になってます。

ただ、はっきり言って制度、システムを置いておくだけでは、はっきり言って本質的に意味がないんですよ。

その学校に行かせたくなるような、やっぱ情報発信、こういったのも重要だと思うんですけど、こういった情報発信を今現状されてるんでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） あまり積極的には行われていないというのが現状かと思えます。

議員のおっしゃるように、魅力があるところで野間小からも向こうに行きたいという子どもが増えることってというのは非常に理想的な形ではあるんですが、野間小学校もマンモス校ではないという現実もございます。

そこら辺非常に難しいハンドリングを要求される部分なのかなというふうに感じているところです。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい、ありがとうございます。

どうしても今の現状を考えると、統廃合やむなしという声が上がったり、逆に絶対存続させたい、両極端になってしまっています。

今、現状、町民の中での話で、この百ゼロの議論をするのは、はっきりと私としては余りよくないのかなと思ってます。

実際保護者と、私の年代が結構保護者が多い世代なので、何人かに話を聞くと、もう統廃合を今すぐしろというような声もあります。

先ほど浦邊議員の質問の中で、同じ学年に1人しかお子さんがいないと。そういった学校ってそんなに多くはないんでしょうけど、ただそこに対して親御さんがどうしても、もう少し友達をつくるためにも、そうやって統廃合してくれってというような御意見もあります。

ただ、逆もしかりで小規模校の良さを十分に理解をして、そしてそういった学校に通わせたいという保護者も中にはやっぱり一定数います。なので、その両方の意見を両立させる、なかなか本当に難しいところだと思いますよ。

ただ、そこを私自身もそうなんですけど、行政とともに議会と何かしらつくっていければなど元々思っていたところなんですけど、そこでなんですけど、この質問は、全然統廃合を進めろって言うわけじゃないんですけど、昨年度、中種子町で生まれた新生児の出生数。今、分かりますか、町長。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 出生数。できれば通告書に書いていただければいいんですけど、30名弱でお答えしようとしたら、後ろから26名ということで来ましたので、そういうことでございます。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） ちょっとすみません。意地悪な話をしてしまいました。

これ客観的に見て、去年度の新生児が26人ということは、この学年、中種子町内26人しかいないんですよ。この中種子町の中でその学年の児童数は。

そこから、もしかしたら、転入転出で幾分か増減はあるかもしれませんが、そこから爆発的に増えるようなことはないです。

ちなみになんですけど、今年度、もう約半年過ぎてます。その中で今までの出生数っていうのも、今確か20人ってないんですよ。ということは、今年度についても、大体昨年度と同じぐらいの子どもの数の推移になります。

これ、もう5年後に来てます、この子たちが小学校上がるのが。そういった5年が短いのか、長いのか、別として、しっかりとそういった状況も見ながら、何かしら対応策を考えていく必要があると思うんですけど、どうですか、町長。この意見については。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） コロナ禍にあって、これが終息して、人の行き来が増えてき始めます。

特に本町においては、町民の方からも南種子はロケット基地がある、西之表は港町で鉄砲の何とかがあるというようなことで、中種子町は本当に、以前も議員の皆さんからも観光資源が乏しい、そういったことをおっしゃっておられるところは十分に理解をしております。

そういった中で今の出生数、これに関しては私どもも非常に危惧をしているところでございますし、子育て支援、2人目、3人目に向けて、出産しやすい環境づくりというのを微々たるものかもしれませんが、整えつつ前に進めております。

そういった中では、議員おっしゃるように、小規模校の魅力、これを何かに特化した例えば町内からとは言わず、島内から、もしくは島外からこの小学校に行かせてあげたいっていう親、そして行きたいという子ども、例えば南種子町の宇宙留学であれば、ロケットの技術者になりたい、そういった子どもたちが全国から家族留学もしくは里親留学でたくさん入ってこられておって、受入れ体制の関係で、途中で締め切らざるを得ない状況が出ているということは、参考にするべきものだというふうに自分は認識しております。

ただ、そういった点については、今いる地元の子どももやはり大切にしてくださいっていう町民、保護者の声もあるという中では、学校独自の魅力をつくっていくということに関しては、留学制度を用いずとも可能性はある部分があるのかなというふうに感じております。

ですので、この学校に行きたい、この学校はこういうことやってるからこの学校に行きたいんだっていうことを全国から呼び込んでくるということには幾ばくかの予算も必要になってくるんだろうなというふうに感じます。

そういったところも精査しながら、可能性のあるものであれば、積極的に導入して、いわゆる出生数はそうそう急激に増やしてはいけないのだろうが、小

学校へ入学、もしくは移住定住に向けた策っていうのを学校基本で進めていくっていうのも、ありなのかなというふうに今、議員の意見を聞いて感じたところでございます。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） これ、確かに統廃合、存続、それぞれ意見が分かれて分断を生むような議論なんですけど、ただこれ、本当に学校教育の主体はどこなのかというのを今1度考えたほうがいいのかなと思うんですけど、町長、学校教育の主体は、誰になるのか。お答えください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） まず先生と子どもたちと保護者、それに付随して地域が盛り上げるという形が基本だと思います。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） でも、1番はおそらく子どもなのかなと優先順位をつけるわけではないんですけど、その子どもがこれから成長していく上でしっかりとした環境整備等を整えていくというのが、大人としての責任ではあるのかなと思います。

ちょっと次の質問をしたいんですけど、この次の質問をちょっとする前に言葉の定義をちょっとここでかちっとしたいなと思ってます。検討すらしないっていう、私書いてるんですけど、この検討の言葉の意味ってどう捉えてますか、町長。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 考えながら、その関係するメンバーとともに打合せを行いながらというようなことになろうかと思います。

それに関しましては、いろんなデータ、そういったものを拾いながら検討していくということです。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 多分、ここが意見ずれてしまうポイントだと思っていて、私毎回言うんですけど、検討・議論と分けてます、話を。

これはなぜかというのと、検討という言葉自体は元々、さっき町長が言われたような言葉の意味もあるんですけど、そこだけじゃなくて、どちらかというとなんな事象について深く掘り下げて調べるといったような意味合いがあります。

そういった意味合いで今回この質問させていただきます。行政が学校再編について検討すらしない理由、こちらについて教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 検討という言葉の意味合いというのは、議員がおっしゃるところでもありますし、そういったものをしていく上では、データを集積したり、情報収集したりということになろうかと思いますので、検討すらというのが、議員の言葉の定義であればさらっていう言葉になっていくんでしょうけど、我々としては検討はしていますということになろうかと思います。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 今、検討を私の言葉の定義の通りならしているという答弁でした。ということで、これは私の認識が間違ってたのかなと、こちらについておわびします。申し訳ありません。

その上で、ちょっとお聞きしたいんですけど、今検討しているという答弁ありました。この検討って何をどれぐらいとかっていうのを、今、具体的に言えるのがあれば教えてください。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 学校再編という問題というのを先ほど来、議員がおっしゃるように統廃合ありきで進めるものではないという議員の御意見でございまして、私どももその御意見に関しましては、統廃合を前提とした協議等はまだ時期早尚であるというふうに考えています。

その中で、議員がおっしゃる学校の魅力、そういったものを突き詰めていったときに家族留学であったり、そういったものが、まず始めやすい、もう1つのアイテムが町内でウミガメ留学制度というのがございますので、そこでやりたいというようなところで、とある小学校では区長さん、学校長さんが見えになって、以前もお話ししたかもしれませんが、受入れ体制を整備していきたいと。町として、またそういう受入れに対する予算等も考慮いただきたいというようなことで、地域が、今議員がおっしゃるような危機感を持って動き始めています。

他の校区の区長さん等にも、我々も賛否両論あるよねというような話をしながらも、ただ、この校区はこういうふうに動き始めてますよって、またそこら辺について興味があれば、我々としても情報提供いたします。

また、一緒に考えましょうというようなことで話もしておりますし、校区によっては、移住定住用の住宅を何とか我々できないものかとか、いろいろ考えている人もいらっしゃるし、そういったところを検討しているというふうに私は理解しておりますけど、はい。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） いまいまな、どういったものを行政として考えているのかというのは理解したつもりです。

今先ほど答弁にあった、校区の方が来て、そういった受入れ体制を整えて、少しでも小規模校のところに子どもたちを集めるというか、そういったものをやはり校区独自やってることっていうのはすごく労力も要りますし、大変なことだと思うんですけど、そこを前向きにされているところってのは本当いいと思います。

そこに対しても、行政として何かあれば支援をしていくってというような、今の答弁の認識でよかったですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 今そういう現実的に動き出して活動されてる方は、空き家を改修したりとか借りられるような準備を進めて留学制度に載付けたいと

ということですので、これに関しては、ほかの校区でやってる留学制度と同じようなサポートさせていただくということで考えております。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい、答弁ありがとうございます。

それでは最後の質問をさせていただきます。今回学校職員といったところで、基本的には県職員ではあるんですけど、ここの負担について話をしたいと思っております。

この質疑をする理由についてなんですけど、今現状で小学校の教諭、こちらについてかなりの勢いで減っていったのが今の現状です。

その中でやはり人数が少なくなれば、そこに配属される教員というのも必然的に少なくなっていくんですけど、そういった様々な情勢だったり状況を加味したところで、現在学校職員の負担を考慮した学校運営になっているのかを町長にお聞きします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 学校の職員の負担を考慮した運営になっているかということの御質問でよろしいかと思えます。

各学校においてはですね、働き方改革を求められた時代の流れ、これに応じて、これまでの業務の進め方を見直して業務改善を進めているというふうに認識しております。

町といたしましても、公務用のパソコンなどを活用して公務DXの推進、これに努めて、各学校においては、学校長が学校の実態に応じて策を講じてきております。

そういったところから一定の成果は、労力の削減というところでは成果を得られているのではないかなというふうに感じております。

しかし、状況によっては負担がまた増えるというようなこともあることから、引き続き、これに関しては注意深く見守りながら業務改善の取り組みを推進してまいりたいというふうに考えておるところです。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） はい、分かりました。

今については運営に関する負担の部分なんですけど、これまたちょっと職員にとって違う負担が発生してきています。

それというのは、今、仮称ですけど、馬毛島基地の工事等に伴って、教職員住宅だけでは、賄えない職員の方が違うところに家を借りたりするんですけど、それが今できなかったり、もしくは金額がとてつもなくはね上がったりしてるんですよ。

そういったところを考えるのであれば、この教職員住宅の整備、確かに馬毛島の工事、一過性のものかもしれませんが、今、行政報告の中でもあったように工期が延びています。

そういったのも考えると、早急にこういった教職員住宅の整備も視野に入れてやっていかなければならないのではないかと思うんですけど、どうですか町

長。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 職員の負担軽減という観点からは、教職員住宅というのは整備されるべきものであるというふうに認識をしております。

また、住居問題も教員に限らず、町民も困っているところもあり考えていけないといけないところなのですが、非常に今建築資材単価が高騰しており、これまで1,000万円でもできたものがもう3,000万円もかかるというような状況であります。

そういったところも含めて、今自分としても必要な部分に関しては、町の予算も当然のことながら、県や国の予算等を何とか使える引き出しはないのかということで、それぞれの部署において、いわゆる検討をしているところでございます。急げという声もあろうかと思うんですが、いかんせんそういうような状況でございます。

空き家の改修等も含めて、空き家バンク等も活用しながらやっていく必要性があるのだろうというふうに感じております。

あと、全国的なこの教職員不足というのは否めないものであるというふうに感じております。

教職員含めた公務員の賃金の大幅な格上げというのを検討されておるようでございます。決まったのかな。ということで、準備を進められているようでございますので、そういったところで教職員の皆さんにはまたこの離島で頑張ってもらわないといけないというところ。

それから県の高校、それから支援学校が我が町にございます。特に高校もそうですが、支援学校に関しては、40数名、50名弱の学校の先生方がいらっしゃるんですが、中種子に住めない状況、なおかつ住んでも、この前の台風のときのようなときは、玄関から雨がどんどんどん入ってくる住宅というところで、その整備、もしくは県の職員住宅の増設というようなお願いもしておりますが、県教委としてしては住宅の建設の予定はないともうはっきりと言われておりますので、そこをどうにかひねる必要性があるのだろうなあというふうに考えております。

学校の教職員の先生方っていうのは、学校の近くでゆとりを持って教育に指導に当たっていただくというのがやはり理想的な形のものだろうというのは十分認識しており、またその中の財源等で我が町に負担がないように教職員住宅というのは対応できないものかということは今、検討しているところです。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） この空き家に関していろんな局面からも難しくなっているというのは十分認識しております。

さきほど県職員の住宅とあわせて整備をっていう恐らくそういった話だったと思うんですけど、それってすごくいい案だなって自分ちょっと思ったんですよ。

県職員も住む、小学校教諭、中学校教諭も住める、そういったものを県と一緒につくっていきましょうという働きかけを今現状でされてはいるんですかね。どうですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 県立学校の職員住宅と市町村立学校の教諭っていうのは同じ県の職員なんですけど、やはりその市町村立の学校は市町村でっていう考え方があってあるのだろうと思うんですが、複合的なそういったその住宅のみにこだわらず何か策ができないかということで今、県、また国に対しても、ちょっと引き出しを調べさせてくださいみたいなことでお願いをしている現状でございます。

○議長（迫田秀三君） 1番、大町田勇希君。

○1番（大町田勇希君） 行政として様々尽力されているというところを認識しました。

以上で私の一般質問については終了いたします。ありがとうございました。

○議長（迫田秀三君） 次は、池山朝生君に発言を許可いたします。

7番、池山朝生君。

〔7番 池山朝生君 登壇〕

○7番（池山朝生君） 台風たびに、農家は疲弊をします。自然相手の農業、なかなか厳しい現実があります。町民のよりよい生活の向上のために、政治ができることをしっかりとやらなければならないと強く思っております。

通告をしております、特定地域づくり事業について。2番目、災害対策について。3番目、給食センター建設について。4番目、交付金事業について。この4項目の質問をしたいと思います。

まず1点目、特定地域づくり事業について、この制度をどのように認識しているか。中種子町として取り組む考えはあるか、この質問に対しての答弁を求めます。

○議長（迫田秀三君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 特定地域づくり事業についてこの制度をどのように認識しているか。そしてまた、中種子町として取り組む考えはあるかという2点についてのお答えをさせていただきます。

議員御質問の特定地域づくり事業、これは、地域人口の急減に直面している地域において農林水産業、商工業などの地域産業の担い手を確保するため、マルチワーカーと呼ばれる季節ごとの労働需要などに応じて、複数の事業者に従事する労働者を派遣する事業を行う協同組合に対して財政的制度的な支援を行う事業であるというふうに認識をしております。

本町においても、この事業に取り組む考えはあるかというところでございます。

本町においても、この事業を活用した特定地域づくり協同組合の設立をまさに検討しているところであり関係機関と調整を行っておりまして、近々事業者



への説明会を開くように準備を進めているところでございます。

取り組む必要性につきましては、本制度を活用することで安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場をつくり出し、地域内外の若者などを呼び込むことができるようになるとともに、地域事業者の事業の維持、拡大をすることが期待できるというふうに考えております。

しかし、この組合設立には、事業者の出資金なども必要となっておりますので賛同いただける事業者に希望する人材を派遣できるかなどの課題も多くありますので、先行自治体の事例も含め慎重に検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 今の町長の答弁がありました。確かに1年を通しての雇用ですね、安定した雇用、これとあわせて少子化、人口減少対策、このことも、この事業はしっかりと目的としてあげているんですね。

私は思うに、この事業の目的、今言う人口対策、移住定住のきっかけとなるような年間を通じた仕事をつくり、安心して地方で暮らし続けられる仕事の創出という認識をしております。

今町長の答弁にありましたけども、マルチワーク、この意味は、1つの仕事にこだわることなく、複数職業、例えば介護業、ホテル業、農業、自分の時間で仕事を選べる、このことを事業組合がやる。この事業運営については、財政支援を受けられる。このような制度だと認識をしております。

今の答弁で、中種子町も本町も取り組む考えがあると、やるというような答弁ですが、その中で出資金という言葉もありました。

これはあくまでも細かく言うと、事業組合が運営をしていく中であっては、私もちょっといろいろ調べてみましたが、そうですね、当然国の支援が受けられる事業です。

その中で、事業組合が負担する分、それから中種子町が負担する分、この場合もありますけども、ここは交付金で返ってくるという仕組みになっているというふうに、私は理解をしております。

例えば、3,000万円。人件費が6人、1人頭年間400万円としますと、数字を言いますよ。2,400万円。組合運営費は、そのうちの600万円かかるわけですね。うち2分の1が、負担が1,500万円が市町村の補助金、組合利用料金が1,500万円。市町村の負担分が1,500万円。交付金が3,000万円のうち4分の1の750万円。このように財源補填がある。

これをずっと数字的にいきますと、実質市町村の負担は、375万円です。というような、ざっくり言うと、そういうような仕組みになっているようです。

この制度の目的は、最初で言いましたように急激な人口減少が望まれる、これからそういった中で思い切って、ここの若者も対象ですけども、1年を通じたこの事業をしっかりとつくっていく。そこには当然ながら、社会保険もあり、

給与をもらっても、200何十万でしょうかね。これが見込まれる。ということは、移住定住者は、安心してしっかりとこの暮らせるっていいでしょうか、このことができるというのが最大のこの制度の仕組みですね。

今町長は、やっていくんだという答弁でしたが、その中でちょっと、いつも質問するたびに思うことがあるんですが、やはり何か仕組みがある、当然この制度にはクリアしなければいけないようなことはいっぱいあります。

ちなみに、西之表市は、この事業は、今年度も1,100万円ぐらいかな、1,000ちょっとぐらいの予算を組んでやっております。

この中で、この企業、事業所は4事業者、組合をもう既に参加をしております。南種子町は、8事業者、これも既に動いております。

そういった中で、町長。聞きます。

その出資金も必要であるところのことに対する出資金ということにはどのようなことを考えてるんですか。大変な負担があると、なかなか難しいと考えているんですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 事業者さんと集まって、そういう説明会みたいなものを行う予定にしております。

その中で、事業者さんにも一口幾らの出資金というようなことでお願いをするシステムですって言ったときに、事業者さんがどういう判断をされるのかというところなんだろうなというふうに思いますが、年間を通じて人がいない中で、そういった形で雇用ができるということに関しては、メリットも多いと思いますので、議員がおっしゃるように人口減少に歯止めをかける一策でもあるのかなというふうに思いますので、そこが高いのか、安いのかというのは事業者さんがどういうふうに判断するかということになるろうかと思えます。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） そうですね、ちょっと聞きますが、この事業は42都道府県がやってる事業なんですよ。

この全国の会長に鹿児島県の塩田県知事が会長になったというのは御存じですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 会長だったかどうか知りませんが、役員さんになっておられるというのは存じ上げておりました。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） なぜこういうことを聞いたかっていうと、なぜっていうことも要らないでしょうけども、やはり我々は、鹿児島県の中にある自治体、この中においては、やはりそこのトップが鹿児島県知事だと。

県知事は、この全国の特定地域づくり事業だけじゃなくて、今回の選挙の中においても、県知事として稼げる農業、稼ぐという言葉を使っております。使っておるっていうか、ここを1番の柱としております。

私が言いたいのは、もう既に西之表市、南種子町はこの事業に取り組んでる。

目的もしっかりしている。

この中で一般論として言えることは、やはり肝煎りって言いましょうか、県知事がこれをやってる中で、中種子町も一生懸命やってるんだということがあれば、やはり人間関係においてもよくあります。

中種子町もやってるかというようなことで、いろんなところに何かしら人間付き合いも一緒に、うまくいけるところもあるのかなというふうに思います。

ぜひとも、この事業は、これから進めるに当たっては、現実、農業で言うならば、農業者は、次の質問の中でも言おうと思ってるんですが、季節の繁忙期のこの労働力が1番の問題なんです。問題というか年間を通じての雇用っていうのは、やりたくてもなかなかできない。

これは社会保険であっても、この問題もある。それまで農家、この事業者というか、体力はないんですよ、実際。ですから、この制度を使ってうまく何かができないかなど。これをやっていって労働力をしっかり確保する。かつ、人口減少の対策もやっていく。ですから、私はもう願ってもないことじゃないかなと思っております。

これ、3点目の質問に入るわけですけども、もう既に中種子町においても、これ島内においてと言っているんでしょうけども、この民間業者が将来の労働力確保のために動いております。この動きを知っているかということなんですが、答弁をお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 民間会社が動いていることかと思いますが、これにつきましては、6月議会の一般質問においても議員の御質問にお答えしたとおり、農業部門において熊毛支庁を中心に民間の人材派遣のような取り組みを行っており、町内でも利用している農家の方がいらっしゃるというふうに存じ上げております。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） これは繁忙期の労働力をどうしても確保しないとイケないということで、私が聞くところによると、私もこの事業に出席をしてどういった事業だろうということで、何回か話を聞いております。

その中で、この会社は、600人ぐらいの外国人労働者もしかりなんですが、こういうスタッフっていうか、登録会員といいましょうか、持っているんですね、南大東島から北は北海道まで、季節間で雇用を上手にやってるという会社であります。

ですから、私がどう捉えているかと、動きを知っているかという質問に対しては、私がなぜこの質問したかということ、今言う特定地域づくりこの制度は、国が補助金が絡むから、いろんなこともあるでしょうけども、こういったところ将来、こういったところの民間会社の今動きと何か相乗効果が狙えないかなということも考えるんですね。

なかなか、今言うように補助金があって、厳しい面もあるでしょうけども、この事業をやるからには町長、しっかりと業者、なかなか事業者が、取り組み

といっても、この周知、制度の仕組み、こういったところもしっかり事業者を集めて中種子町の農業も含めていろんな業種を集めて、そういうヒアリングみたいなことをやらないと、知ってる人は知ってる、知ってる事業者は知ってるんだけど、なかなかそんなのがあったのかと。

せつかくの制度がうまく生かされていけないということがあるんで、そこら辺はしっかりと周知をしてもらいたいと思います。よろしいですか。お願いいたします。

この質問は、これで終わります。

次、2点目の質問。災害対策について、災害時、水問題が深刻な問題となっている中、地下水、井戸の活用が注目されています。本町にも井戸の存在があります。

災害時の対策として、通告には井戸の調査を始めるべきと通告してありますが、使える井戸として調査を始めるべきと考えるが、いかがか見解を求めます。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 議員おっしゃる災害対策の水についてという御質問でございますが、水は住民の暮らしの基盤でございます、災害時においても生活再建の大前提であるというふうに思っているところです。

トイレや洗濯、入浴がままならない状態が続くこと、これは感染症拡大であったり、体調悪化による災害関連死のリスクも高まるというふうに認識をしております。

地震などの大規模災害では、道路や水道などの生活インフラに影響がでること、これが想定されており、議員がおっしゃるところの災害時の井戸の活用というのは効果的ではないかというような御意見、これもごもつともかと思いますが、我が町は、議員の皆様のご理解を得て耐震強度が落ちていた浄水場、それから老朽化した石綿管の敷設替、こういったものも水道事業のほうで全面的に町内では行っており、島内においても進んでいる方向であるというふうに認識しております。

ですので、これが壊れる、例えば、浄水場が崩壊するというような災害となりますと、確かに井戸の利用というものが上がってきますが、この井戸が果たして、災害時、地震、そういったもので、液状化現象というものも多々出てきております。

こういった中でそれを補完するものとして健康面から考えたときに利用できるのかどうかといったところが、課題になってくるのかなというふうに思うところです。

本町には現在150ほどの井戸があるというふうに認識しております。全てではございませんが、県の調査による水質検査も行っておるようでございます。微々たる数です。予算の関係上、年に1、2か所をローテーションで回していくというような感じで検査をしていくようでございます。

活用できる井戸もあろうかと思えます。ただ、先ほど述べましたようにそういった地震などの災害や周辺環境の変化によって水質が変化する可能性、これ

もごさいます。

これによって健康被害が起こる恐れもあること、これも指摘されているよう  
でごさいますので、慎重に検討していくべきことであるというふうに考えるこ  
ろでごさいます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 町長ね、ここに新聞記事があります。私はよく新聞記事を、  
一般質問のときによくいうんですがね。

これは、令和6年の8月23日の南日本新聞の記事ですが、災害時、地下水  
活用へ。政府自治体向け指針づくり、本年度末を目処にという、タイトルでの  
記事なんですが、読みますね。

防災井戸として事前登録をする制度を設けていたり、定期的に地下水の水量  
を観測、公表の自治体、また、能登半島地震では、水道施設や送水管などが広  
範囲で被災し、最大約11万戸が断水。復旧に半年かかった地域もあった。そ  
の間、給水車による支援もあったが、トイレの水が流せないなど多くの被災者  
が不便を強いられたというこの記事です。

今町長の答弁の中では、飲み水、これがこの浄水場のことを言っておられま  
したけども、飲み水だけじゃないんですよ。当然飲み水も必要なんです、こ  
ういったトイレも断水する。これが1番なんです。トイレを流せない。風呂  
にも入れない。

ですから、私は地下水の、今150ぐらいあるという話でしたが、避難をする。  
例えば地域的に言うと、もう海拔幾らのところは井戸を調査をして使える井戸  
としてする必要はありませんよね。

やはり、しっかりとした避難所の周りに今ある井戸、これを掘り起こして、  
今言うように飲み水じゃなくても使える井戸としてする調査を始めてみたら  
どうでしょうかと、するべきじゃないかという質問なんです。どうですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 現状としては水道の漏水調査であったり、様々なことを  
やっており、また各校区等においては貯水タンクの新たなものを設置、そうい  
ったものを現状として行っております。

地下水は無限であろうかもしれませんが、しばらくのそういうトイレへの給  
水、そういったものっていうのは何とか一本、そこに道路があれば、できるも  
のであるというふうに考えております。

種子島で全住居が断水となるような災害となりますと、種子島だけでなく屋  
久島を含めた県内でもたくさん被害が出るというふうな想定がされます。

そういったところでは、我々、自衛隊等での救援措置、そういったものも願  
いをしていくべきだと思いますし、当然、激甚災害への指定も願いをしていく  
つもりでごさいますので、何か月もそういったことが続くというようなことは絶  
対ないような対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 議員研修の折にですね、熊本県の熊本地震の際に西原村村議会議員、堀田直孝っていう村議会議員の講演があったんですね。

こういった中で、これは奇跡の避難所と言われたんですよ。どうして奇跡の避難所と言われたかという、避難した人間800人、そこで対応した人間は5人、役場職員、あえて言うならば、自治体職員が5人だけでもこれがしっかりできたんですね。

どういことをやったかっていうと、事前に看護師の経験がある、救急隊の経験がある、簡単に言ったら、何の経験があるというところをリストを作っておいて、作ってるっていうか、分かっている中で、そういう人はいないかと、例えばここに皆さんがいる。手を挙げてくれということで、その人たちがボランティアじゃないんです。もう全く段取りがいいからプロと一緒にですよ。800人を5人でやったという話ですよ。

ですから、奇跡の避難所と言われたということを議員研修の中で聞きましたけども、やはり町長ね、今回の南海トラフの、それから、8日で1か月という新聞報道もありましたけども、想定外を想定内にする。災害対策に正解はなしという言葉があるみたいです。

私もそのとおりだと思います。災害対策に正解なし。

ですから、この井戸、絶対的に、繰り返しになりますけども、飲み水だけの使い方じゃなくて、絶対この水、ライフラインです。スピード感を持って早急にこの調査をして、使える井戸としてやるべきだと思います。

もう一度聞きます。早急にやりますか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 慎重に検討していきたいと思います。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 全然慎重に検討する問題ではないんですね。

やらなければならないことだと私は思いますよ。慎重は1つも要らない。絶対やらなければいけない。議員そのとおりですね、そうですかというような方向でやるべきですよ。慎重は要らないと思いますよ。

次の質問に入ります。重ねてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

次に、給食センター建設についての質問です。進捗状況を説明をしてもらいたいと思います。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 給食センターの建設の進捗状況ということでございます。

中種子町学校給食センター建設計画につきましては、令和5年度に中種子町立学校給食センター建設検討会を設置いたしました。令和5年度はこの会を3回開催しております。中種子町立学校給食センター基本計画を策定したところです。

令和6年度は、この基本計画にのっとり今後の用地選定や施設設計の参考とするため7月10日、11日に奄美大島の瀬戸内町と奄美市の給食センターに視察研修を行ったところです。

また、8月20日に令和6年度の第1回の検討会を開催し、視察報告と今後の用地選定の方針確認を行ったところでございます。今後2か月に1回程度のペースで検討会を開催し、建設用地の確定に向け、作業を進めていく考えでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） これ建設候補地というのはもう絞られているんですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 建設候補地につきましては、建設基本計画に用地選定の条件、これが示されております。法的条件、配送条件、整地形状や規模、インフラの整備状況、環境条件を総合的に判断し今後選定していく計画でございます。

用地選定に当たっては、調理後2時間以内の喫食を実現するためには本町の地形上、南北の中間地点に当たる野間小学校区内となることと考えております。

また、建築基準法の制約から都市計画法における住居系用途地域以外の土地となること、施設規模から敷地面積3,000㎡以上の土地となることなどを総合的に判断し町有地、民有地などから選定していくこととなるかと思っております。

現在はこれらの条件をクリアできる候補地の抽出作業を進めているところです。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 今、いろんなこの制約とか学校範囲からいくら、面積がいくらということが答弁がありましたけども、具体的に、例えば、柏病院跡とか、このあとの質問で言うんですけども、旧自動車学校跡地、こういった特定された場所が、絞られているかどうかということなんですが。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 完全に絞られているわけではなくて、やはり基本的には町有地等も先に考える。場合によっては民有地の購入も考える、そういったところに至っている状況でございますので、選定につきましてはまた検討委員会のほうでされるものというふうに認識しております。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 前、大町田議員が、この給食センターについての質問が、6月議会でそのときの答弁と質問とありますが、ちょっと確認ですが、令和5年の10月30日に保護者、学校関係者を委員とした建設検討委員会を設置。そのあと令和6年3月に建設候補地を盛り込むと、これ6年の3月ですよ。

ですから、もう約半年、これは何も検討委員会で揉んではないんですか、そういった話が出てないですか。再度聞きます。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 先ほど申し述べましたように今年7月に奄美大島の瀬戸内町と奄美市の給食センターに視察研修に行っております。

これに至るに当たっては、同規模、1日の給食数800食、この規模で、離島

で割と新しく建設した給食センター、こういったものがどの程度の面積または駐車場、そういったものも含め運営形態も含め、最終的にどういうふうな必要性があるのかというところの再度確認も含めて行っていただいているところでございます。

当初では、非常にモダンな2階から見学できるような施設であったり、大きな会議室も必要であるとか、そういったようなことも盛り込まれた案が出ておりましたが、土地選定に関しても面積の問題とそういったものもございますので、よりその自治体の背丈に合ったような給食センターをつくるという意味で、似たようなところをもう1回見る必要性があるだろうというふうにして視察に行っていたので、それからまた再度用地のことについては協議をしていくというふうになっているところです。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 検討委員会は、先月の20日でしたかね、先々月の20日でしたかね。検討委員会があったと聞いておりますが、そのときはどういった話があったんでしょう。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 先ほど申し上げましたが、8月20日に令和6年の第1回の検討会を開催して、その視察の報告、現状、また用地選定の方針などの確認を行ったところでございます。

またこれに関しましては総務文教委員長にも、検討委員会のメンバーになっていただいておりますので、また御不明な点、私どもに聞きにくい点がございましたら、また委員長のほうにも御確認頂ければありがたいというふうに思います。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 聞きにくい点は1つありませんけども、いやそりゃそうですよ、一般質問してるんだから。議員と町長とのやりとりをするわけで、聞きにくい点なんか1つありませんよ。

次の質問。旧自動車学校跡地は、2年5か月経った現在もそのままの状態にあります。契約解除をして、給食センター建設用地としての考えはないかという質問ですが、町長、答弁をお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 旧自動車学校跡地につきましては、建設基本計画の用地選定条件をクリアできるかの判断になるかと思っておりますので、様々な候補地の中から建設検討会の場で総合的に判断され、そこに決定するということになるようであれば契約の解除をしないといけないのだろうなというふうに考えておりますが、そこはまだ未定でございますので、今極端な言及はできないのかなというふうに思います。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） ちょっと余計なことかもしれんですけども、2年5か月経っているわけですね。



賃貸のお金をちゃんと頂いておりますでしょ。どうですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） はい、賃借料は受け取っておるところです。2年5か月と言いますが、前の所有者との裁判で町のものになったのは1年半ぐらいだと思います。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） この質問は、こだわりというか、やはりあそこは私の感覚、認識で認識というか、考え方としてやはり福祉の里、この思いがずっとあるもんですから。

ちょっと確認をします。町長は答弁の中で、この契約は10年の契約をしておりますね。公共的なもので使えるのであれば解約ができるということを令和5年の12月の定例会で私が質問した際に答弁をしています。これには間違いはないですか、解約ができると。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） はい。解約はできます。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 仮に給食センターと、この要件を満たさなかった場合においては仕方ないですけど、仕方ないっていうか、なりませんけども、中種子町の財産として、あそこはしっかりと私は持つておくべきだと、将来的にあのエリアは。という考えが非常に強いものですから、今確認をしたところであります。

最後の質問に入ります。ちょっと長いですけども、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金についてです。

これ問題があったと聞くという通告をしておりますが、6月の全員協議会、議会の前に、傍聴者の皆さんもいるから全員協議会というのがあるんですが、そういった中で、企画課長より説明を受けております。聞いておりますが、私があえて質問した目的って言いましょうか。

これはやはり町民も知るべきだと思うんですよ。この事案は。

この後、議論の中でやりとりしますけども、町民が知るべきだからこそあえてこれを取上げました。これも説明をちょっと求めます。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） この交付金事業に問題があったと聞く。事実はどうなのか説明を求める。事実というか、その経緯というものは全員協議会で説明をさせていただいておりますが、町民の皆さんにも分かってもらう必要があるということで、改めて質問をなされたということでございます。確かにおっしゃるとおりでございます。

一般会計の補正予算（第1号）で計上した償還金というものがございます。これは国にお金を返しなさいというお金の請求があるかもしれないというようなお話でございます。

これは特定有人国境離島地域社会維持推進交付金雇用機会拡充事業の採択事業者、この採択事業者というのは、有人国境離島地域社会維持推進交付金と

いうものをもろうための事業申請をして、それを国が認めて採択しますと言って、それに対して社会維持推進交付金というものを交付して、それを使って事業を始める、もしくは規模拡大をしていくという申請をして、それに伴って交付金がなされるということでございます。

ところが、この交付金を受け取って事業を始めた事業者さんの自己破産に伴い事業中止の申請があったというところでございます。これに関しては、推進交付金、国県の補助金を返還してほしいというような話になってきているところでございます。

これにつきましては、交付決定が平成 29 年の 8 月、そしてまた事業店舗をオープンしたのが 29 年の 10 月、2 ヶ月後です。平成 30 年の 3 月に補助金の確定通知がございました。

ところが、令和元年に資機材に対して、その事業者が抵当権を設定をして借入れを行っているようでございます。

令和 5 年の 6 月に自己破産の手続を行うということで本人への確認を行い、県への報告、その後、抵当権が設定されているということが判明しました。

鹿児島地方裁判所執行官が競売に係る現地調査のため来庁され、代理人弁護士へ補助金返還額を提出し、代理人弁護士が自己破産の申立て、破産管財人から破産手続開始決定の通知、破産債権届を管財人へ提出、本人に対して交付決定取消し及び返還命令を行っているところです。

横浜地裁川崎支部へ面積についての意見申し述べを行い、本年 5 月の 28 日は第 1 回債権者集会の開催ということで参加をしております。

事業完了の平成 29 年度から抵当権の設定が行われた令和元年度までは、雇用機会拡充事業の目的に沿った内容の事業が行われていたものとして、根抵当権設定日の令和元年 6 月 19 日を基準として残存簿価相当分のうち公金相当分 858 万 8 千円の交付決定取消し及び返還命令を令和 6 年 5 月 17 日付けで行ったところです。

雇用機会拡充事業者に義務としている 3 年間の事業実績報告では、農業の経営面積も拡大し、店舗の売上げも伸びてきており、経営状況が厳しいような面は見られなかったため、その後の経営指導は極端なことは行っていなかったような状況です。

また、令和 5 年 3 月には、雇用機会拡充事業の申込みをしたい旨相談があったため申請書を送付したところでございます。

それ以前にも 2 回ほど申請の相談があり、事業拡大を前向きに考えているというふうに捉えていたところでございます。

現実としては、町から補助金適正化法第 18 条第 3 項の適用を要望する旨、県を通じて内閣府に届出をしております。

内閣府と財務省の協議により返還義務が発生するか否かが決定されるものと思われま。現段階では、その協議が行われ結論に達したという報告、連絡等はありません。

再発防止策という点では、今回の事案に関しましては、事業導入から現在に

至るまで、事業者への抵当権設定の禁止であったり事業中止に係る説明を書面のみで行っており、口頭に丁寧に念入りにそこを再確認をしていなかったことが、上げるとすれば要因の1つなのかなというふうに考えるところでございます。

このようなことから、事業者への雇用機会拡充に対する理解を深めていくことが重要でございますし、採択事業者への個別説明をより一層丁寧に行っていくこととします。加えて、月に1回実施しているよろず支援相談会を活用していただき、専門的なアドバイザーを通し、経営に関する相談の問題解決につながるようフォローアップを行っていきたいというふうに考えております。

さらに、事前説明会において事業実施希望者への事業制度の周知徹底を図り、あわせて審査会委員への説明も行い、再発防止に向け尽力していきたいというふうに考えております。

ただ、この事業というのは国が積極的に推進をしてきたものであり、我々としても手を挙げてくれた事業者等には、しっかりとした計画、実績等があるようなことであれば推進をしているところであり、本当に根底を考えますと有人国境離島のこの交付金というものは非常に有意義な、雇用機会拡充という点では有り難い法律です。

これを逆に逆手にとられて駄目になったから返納してくれと言われると、この次の事業者の申請に我々本当にピリピリした中で、その申請を受け取らないといけない環境っていうのも出てくるのかなというふうに考えております。

その他、これに関しては例えば3年間という期限の中でというようなことも、この決まりの中には入っておるようでございますので、そういったところをクリアすればとか、そういったところをまた丁寧に我々も、国県に要請を続けてまいりたいと思いますし、この件につきましても、当然事業者も一生懸命やってきたわけでございますので、それを町が負担するというのも、返納に対するものを負担するというのもで一応、予算としては計上させていただきますけども、我々としては、それはあまりではないですかというような話、お願いも国県にしていきたいというふうに考えておるところです。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） そうですね。これ今町長が言ったように、大変有利な事業であると。雇用を3年間約束できるということにおいては本当に有利な事業です。

その中で、1点聞きます。中種子町が、もし仮に交付決定取消しがあった場合に国からもらってる交付金なんだけども、この金額っていうのは額面ってのはいくらですか。所管の課長でいいです。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 交付金の取消し内容としましては、合計で858万8千円、国が572万6千円、県が114万5千円、町が171万7千円という交付内容になっております。

- 議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。
- 7番（池山朝生君） これ交付金を頂いて、国が持つてるお金なんだけども、あくまでも何らかの形では、やはり裁判があったり行ったりするのは、町民の税金を使われるわけですね。

このことにおいては、やはり町民にもしっかりした説明がないと、町民も納得という言葉ではないんでしょうけども、せっかくの有利な事業も手を挙げる人間もいなくなる。

聞いてるところによりますと、この決定っていうのは、中種子町がいろんな計画書を頂いて申請書を頂いた中で決めていくのは、外部の人間ですよ。例えば、銀行の支店長とか、何人かいると聞いてますから、そういった人たちが決定を下すんですね、交付決定の。間違いないですよ。

- 議長（迫田秀三君） 町長。
- 町長（田淵川寿広君） メンバーとしては当然行政からも入っておりますが、最終的には内閣府から委託を受けた機関が決定をするというふうになっております。

- 議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。
- 7番（池山朝生君） ですから、くどいようですが、せっかくの事業、手のある人間が、また行政も、こんなことがあったから、なんかしら乗り気じゃないなというなことはあってもならないし、今後、この事業が、私がどうだこうだと、これは甘いんじゃないとかチェックが甘かったんじゃないとか、そういうことを責めてるわけじゃないんですよ。

逆に、これからもこの事業を有利に使っていただいて、やってもらいたいなということです。これで質問を終わります

- 議長（迫田秀三君） ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね 15 時 10 分からといたします。

-----○-----

休憩 午後03時00分  
再開 午後03時08分

-----○-----

- 議長（迫田秀三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
- ここで、学校教育課長より発言を求められております。これを許可します。
- 学校教育課長。
- 学校教育課長（奥博志君） 大町田議員から御質問があった件について調べてまいりました。本年度、特任通学による通学は小学生5名となっております。以上です。

- 議長（迫田秀三君） 一般質問を続けます。
- 次は、戸田和代さんに発言を許可いたします。10番、戸田和代さん。

〔10番 戸田和代さん 登壇〕

- 10番（戸田和代さん） 9月の中旬に入ってきました。台風10号は、日本各地に大きな爪痕を残し、本町におきましても基幹作物にも大きな被害をもたらし、

その回復に作物も町民も次のステップに向かって頑張っているところでございます。

また、台風 13 号、14 号が向かってきています。この 3 連休に危ぶまれるんじゃないかなと思っているところでございます。この 3 連休は、15 日は中学校の運動会も計画されていますが、どうか計画どおりにいけたらいいかなと思っていますところでございます。

それでは、先に通告しておきました子宮頸がんワクチンについてであります。

希望にあふれる生徒たちの教育指導に関わり多感な年頃の生徒たちを、また、学力向上を目指して、安心して学べる教育環境の維持は今の時代、大変苦勞しながら教育に携わっている教職員の方に大変感謝しているところでございます。

将来、種子島の女性たちが安心してお産ができること、また女性たちの健やかな健康を守ることのために、種子島産婦人科医院の存在が大変重要な存在であります。

また、日頃から早期の性教育の重要性も不可欠であることから、通告しておきました 1、子宮頸がん検診予防として、小学校 6 年生から高校 1 年生の女子に奨励されているワクチン接種については、保護者とともに正しい知識を持つことが、すごく大事なことと思われまます。

学校現場ではどのような指導をされているのでしょうか。

あとの質問は質問席でさせていただきます。

○議長（迫田秀三君） 町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 戸田議員の子宮頸がんワクチンについての御質問で、子宮頸がん予防として、小学校 6 年生から高校 1 年生の女子に推奨されているワクチン接種、これにつきましては、保護者とともに正しい知識を持つことがすごく大事だということで、学校現場ではどのような指導をされているのかという御質問でございますが、せつかくの機会でございますので、この子宮頸がんワクチン接種、これの概要も皆さん方、町民の皆さん方にも御理解いただくためにも説明をさせていただきますが、日本では、25 歳から 40 歳までの女性で、がん死亡原因の第 2 位となっているのが子宮頸がんでございまして、若い年齢層で発症する割合が比較的高い特徴があるというふうに認識しております。

子宮頸がん罹患するほとんどの原因が、ヒトパピローマウイルス、HPV というものへの感染、これが子宮がん罹患する原因のほとんど、いわゆるウイルス感染によるがんへの罹患というものが多いうふう聞いております。

このようなことから、国では子宮頸がんの罹患予防のため平成 25 年度から予防接種法を一部改正して、A 類の定期予防接種に指定がされたところです。

定期予防接種の対象者は小学校 6 年生から高校 1 年生となっております。

予防接種法では、対象者は予防接種を受けるよう努めなければならないとし、対象者の努力義務、これを規定をしているところでございます。

平成 25 年度から定期予防接種となったところですが、接種後の多様な症状が報告され、厚生労働省の審議会において、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛の発生頻度等がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとされ、厚生労働省の勧告により令和 3 年度までの期間、積極的勧奨を差し控えられたところとございます。

その期間、審議会において継続して検討がなされ、現在では、ワクチンのリスクよりも有効性のほうが明確に上回るというふうに判断をされ、令和 4 年度より積極的勧奨の再開及び接種機会を逃した方に対するキャッチアップ接種、これが開始されたところとございます。

質問の、学校現場ではどのような指導をされているかについてでございますが、予防接種についての指導、これは学校では行っていないところとございます。

これは学校現場において、この接種、副作用、そういったものに関する熟練した知識、そういったものを持ち得た職員がいないということで、安易な説明による不安を増幅させるものにもつながりかねないというところで、現在学校では行っていないところとございます。

また対象者に向けては、厚労省から配付されたチラシを同封し、丁寧な説明の文書でのチラシを同封させていただいておりますが、これでも分からないという方は、厚労省の QR コードを読み取れば、その内容については説明書きがしっかり書かれているという状況でございます。

現状としてはそのような接種勧奨の進め方を行っているところとございます。

いかんせんこの令和 3 年度まで、副作用等に対する不安感というものが大きいというところでの流れでございましたので、拙速にこれをどんどんどんどんというわけにはいかないということがあるところを御理解頂ければというふうに思います。

とても大事なワクチン接種の 1 つであるというふうな認識は、議員と同じで変わりはありません。

以上です。

○議長（迫田秀三君） 10 番、戸田和代さん。

○10 番（戸田和代さん） ただいま学校現場では、専門的な説明はなかなか難しいという、お話を頂きました。

この子宮頸がん予防ワクチン接種は、まず小学校 6 年生からっていうのは、なかなかチラシとか、そういうものでは理解しかねるんじゃないかなと私は思います。

この子宮頸がんのワクチンをすることで、100%それが予防につながるということもないわけですので、それは第 1 予防ということで、第 2 予防はワクチンを打った場合に定期的に健診を受けて早期発見につなげるという段階になっていくことです。

今私たちは、1市2町の女性議員で種子島産婦人科医院のボランティア活動を月1でやっております。

その中で先生たちと情報交換をしたり、お産をされた方に手作りのよだれかけをつくってくれたり、それからおむつを入れる小さいバッグつくってくれたりして小さい活動なんですけど、それを月1でやっているわけなんですけど、その中で男性医師が今2名います、若い先生たちがですね。

いつでも要請があれば学校側からこういう子宮ワクチン接種について講話をしてください、相談に乗りますよっていうことを先生たちは言っておられますけど、なかなか学校現場では専門員でないもんですから専門的な医師の講話が1番大事じゃないかなと思います。

小学校6年生まではまだなかなか難しいと思います。だから今も学校で家庭教育学級っていうのをやっているんでしょうか。すみません。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 家庭教育学級は各学校においてやっています。

○議長（迫田秀三君） 10番、戸田和代さん。

○10番（戸田和代さん） そういう中でですね、やっぱり保護者に対しても、正しい知識を持って、やっぱり臨んで欲しいと思うんですよね。何か他人事みたいに考えたら駄目です。これは。

将来、種子島を背負っていく子どもたち、また日本を背負っていく子どもたちを1人でも女性の方に1人でも多く産んで頂きたい。そういうための前期の予防ですので、健全な体をつくっていくためには、若いときから、町長も今さっきも言われましたように30代から40代の女性に発症するがんなんですよ。

ですから、予防ですから、治療じゃなくて予防ですから、予防の段階で、保護者も一緒に子どもたちと、家庭教育学級の中でそういう講話も産婦人科の先生たちを呼んでいただけたら、いつでも僕たちは行けますよっていうお話も聞いておりますので、ぜひそういう学校指導というか、そういうところにも健康を保つために目を向けていただきたいと思います。

2番にいきますけど、接種率が、分かりますか。これまでの接種率。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） ワクチン接種につきましては、この子宮頸がんワクチンの接種率ということでよろしかったかと思いますが、15歳未満は2回接種、15歳以上は3回接種が基本となっております。

全ての回数を接種しない方もいることから、接種率の算定というのがちょっと難しいところもあるんですが、令和3年度までは先ほど説明したとおり積極的勧奨を控えておりましたので、令和4年度以降のあくまで対象者数に対する1回でも接種した接種者数での数値となりますので御了承頂ければと思いますが、定期予防接種につきましては、令和4年度が対象者141名に対して接種者が4名、2.8%でございます。令和5年度が対象者159名に対しまして接種者が3名、接種率が1.9%、令和6年度につきましては接種期間中で確定値ではございませんが、現在のところ対象者149名、接種者10名、接種率が6.7%

となっているところでございます。

キャッチアップ接種、これにつきましては、令和4年度が187名の対象者に対し接種者が20名、接種率が10.7%、令和5年度が対象者184名に対しまして接種者24名、13.0%。令和6年度対象者186名、接種者29名、接種率15.6%というふうに接種率ということで申しますとなっております。

若干ではございますが、年を追う毎に増えてくる傾向にあるのかなというふうには感じているところでございます。

○議長（迫田秀三君） 10番、戸田和代さん。

○10番（戸田和代さん） 令和3、4年度ですか、抑えられたのは、その抑えられたとき、やっぱり皆さん副反応があるらしいっていうことを聞いてやっぱり接種率が悪いのかなと私は思います。

今、違うワクチンが副反応があまりないワクチンができてるっていうことを聞いているんですけど、そういう理解をやっぱり保護者、子どもとともに理解度を深めて、将来の自分の健康づくり、ましては女性は出産という大きな仕事を持っていますので、それに健康で元気な子どもを産んでいただくためには、やっぱりその接種率を年ごとに増えていくことが、将来の少子化対策につながっていくんじゃないかなと私は思います。

先ほども大町田議員が子どもの出生数5年度は26名、中種子町、4年度は、34名いたんですよ。4年度34名。

種子島で、5年度は123名、4年度は129名、少しずつ減ってきてますね。これが本当に10年前とすれば、はあってというような数字になってきています。

これを今どうのこうのって言ってすぐ子どもが増えるわけでもなく、難しい問題で、将来に向けてどうしても難関を乗り越えていかなければいけないと思いますので、要するに、子宮頸がんワクチンを他人事と思わないで、やっぱり将来は自分の体を健康で保って、女性はなおのこと、出産につながっていくということですので、なかなか男性医師のところ、なかなか診療に行きにくいというところもありまして、月曜日と金曜日でしたっけ、女性の女医さんが入るようになってきております。

6年の今年の7月からでしたっけ、女性医師が入っていますので外来の患者さんも結構増えてきています。

やっぱりなかなか1回1回打って、定期的に健診を受けるということは、なかなか行きづらい診療なんです、本当に女性としては。

だから女性の医師を置いたらどうでしょうかというアンケートもありまして、女性の医師を毎日じゃない月曜日と金曜日に働いて診療をさせていただいておりますので、どうか、そういうことも町民に知らしめていただきたいし、そして専門員の先生の学校現場での講話とか、そういうことはぜひ行ってほしい。

本当に先生たちは2人体制でいらっしゃいますので、いつでももう僕たちはそういうお話があれば行けますよということ言ってらっしゃいますので、そういう機会をつくってほしいんですけど、どうですか町長。



○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 専門的な方に説明をしていただくということはとても有用なことだと思いますし、ただその学校現場において、子どもたちに説明というよりは、保護者に対しての説明になるのだろうというふうに思います。

そういったことに関しては、各学校でまた揉んでいただいて、学校サイドのカリキュラムの問題、それからまたその保護者を集めるために昼間帯でいいのかどうなのか、そういったことも含めたことの協議がまず必要になるのかなというふうに思います。

それとあわせた先生方の都合、日程などというのもあるかと思いますが、そこは教育委員会のほうで検討させるようにしたいと思います。

○議長（迫田秀三君） 10番、戸田和代さん。

○10番（戸田和代さん） ぜひそういう家庭教育学級という組織があれば、そういうところで、やっぱり保護者とともに専門員の先生のお話を聞いていただきたいというのが、私たち女性からのお願いであります。

ぜひそういうところは、機会をつくってほしいと思います。

副反応で抑えられた年齢の方に、2024年末までに公費で受けられますよというの、これは全国どこでも訴えられているということですが、町ではどのように周知されているでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 先ほど言いましたキャッチアップ接種対象者、これに関しましては、その対応でございますが、対象者全員に通知文、国の作成したリーフレット、必要回数分の予診票などを送付しているところでございます。

なお、公費で接種するには令和7年3月末までに3回接種する必要があるでございます。遅くとも9月中に1回目を接種するように周知をしているところです。

また、女性がん検診であったり自公連女性部の研修会、集団健診の結果報告会などの際に、そういった情報の発信、また接種勧奨を実施しているところでございます。

○議長（迫田秀三君） 10番、戸田和代さん。

○10番（戸田和代さん） 是非、今9月ですから、年度末の24年度末まで3回しないといけないということで、これは1回接種した期間から1か月か2か月おかないと接種できないということはあるのでしょうか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 一定期間を設けないといけないということで、遅くとも9月には1回目を打ってもらうことになるということでございます。

○議長（迫田秀三君） 10番、戸田和代さん。

○10番（戸田和代さん） 是非忘れていらっしゃる方とか、その年齢で控えられていた方には、しなければいけない、24年度まで公費で受けられますよというのを周知、自分で分かっていないと思います。

今、テレビとかラジオでも報道されています。24年度までに公費で受けられますから、対象者が受けるようにっていうことはよく耳にしますので、手紙が

来た人は、私も対象なんだっていう認識を持つと思いますので、ぜひ、その方向に向かって周知していただくようお願いしておきます。

すみませんが、私の質問はこれで終わりますけど、これはすごく大事なことで、少子化対策に将来ずっとつながっていくワクチン接種ですので、健全で安心して出産できる女性をつくるために、国も一生懸命やっているわけですので、どうか周知のほうもよろしくお願いして私の質問を終わります。

- 議長（迫田秀三君） 以上で通告による質問は全部終了いたしました。  
一般質問を終わります。

-----○-----

#### 日程第7 報告第4号 令和5年度中種子町健全化判断比率及び資金不足比率について

- 議長（迫田秀三君） 日程第7、報告第4号、「令和5年度中種子町健全化判断比率及び資金不足比率について」を議題とします。

報告を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

- 町長（田淵川寿広君） 報告第4号について御説明いたします。

地方財政健全化法により地方自治体は実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの財政健全化比率の指標について毎年公表することとなっており、1つの指標でも早期健全化基準以上となった場合には、財政健全化計画を策定しなければなりません。

また公営企業についても資金不足比率の公表が義務づけられており、基準以上になった場合、経営健全化計画を策定することとしております。

本町の各指標につきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率はございません。

実質公債比率は10.9%で前年度に比べ0.4ポイント増加、将来負担比率は、3.5%で前年度に比べ11.0ポイント減少しているところです。

いずれの指標も現時点では早期健全化基準を下回っている状況です。

今後も財政指標に指標に留意しながら、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

監査委員の意見書と併せて報告をさせていただきます。

以上、よろしくお願いたします。

- 議長（迫田秀三君） 質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。

-----○-----

#### 日程第8 議案第35号 中種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例

- 議長（迫田秀三君） 日程第8、議案第35号、「中種子町手数料徴収条例の一部を改正する条例」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

- 町長（田淵川寿広君） 議案第 35 号について説明します。  
電子決裁の利用に伴い条例の一部を改正するものであります。  
以上、御審議方よろしくお願いいたします。
- 議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。反対討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第 35 号を採決します。  
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第 35 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第 9 議案第 36 号 中種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例

- 議長（迫田秀三君） 日程第 9、議案第 36 号、「中種子町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。町長。  
〔町長 田淵川寿広君 登壇〕
- 町長（田淵川寿広君） 議案第 36 号について説明いたします。  
国民健康保険法の改正及びマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い中種子町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。  
以上、御審議方よろしくお願いいたします。
- 議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。反対討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
これから、議案第 36 号を採決します。  
お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。  
したがって、議案第 36 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第37号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（迫田秀三君） 日程第10、議案第37号、「鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第37号について説明いたします。

法律の改正により現行の被保険者証が廃止となり、後期高齢者医療制度の事務に係る規定を改めるため鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約を変更するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第37号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第38号 種子島中央体育館改修工事（1期）請負契約について

○議長（迫田秀三君） 日程第11、議案第38号、「種子島中央体育館改修工事請負契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第38号について説明いたします。

種子島中央体育館改修工事第1期を実施するにあたり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、種子島中央体育館改修工事（1期）です。

契約の方法は、指名競争入札による契約で、契約の金額は3億1,680万円です。

契約の相手方は、鹿児島県熊毛郡中種子町野間6125番地4、有限会社池山建設、代表取締役池山克司です。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、永瀆一則君。

○6番（永瀆一則君） はい。3億1,680万という、とてつもない予算であります  
が、工事内容としてはどういうふうな工事内容でしょうか。説明をお願いします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 工事の内容でございますが、以前から多く散見されてお  
りました雨漏り、これが玄関側に面したコート1面を中心に広がってきており、  
雨天時の使用に支障があると同時に床板の腐食が加速する可能性が高いとい  
うことであったため、今回工事を実施するものでございます。

工事の内容につきましては、既存屋根撤去の上、新設工事、塗膜防水工事、  
外壁改修工事、避雷設備取り替え、外壁照明取り替え工事などというふうにな  
っておるところでございます。

以上です。

○議長（迫田秀三君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第38号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第12 議案第39号 4災1号増田港災害復旧工事変更契約について

○議長（迫田秀三君） 日程第12、議案第39号、「4災1号増田港災害復旧工事変  
更契約について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第39号について説明いたします。

4災1号増田港災害復旧工事変更契約を実施するに当たり、地方自治法第96  
条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関  
する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、ケーソン防波堤上部工コンクリート打設方法変更が主な内容  
でございます。

契約の変更金額は、3億3,163万円です。

契約の相手方は鹿児島県西之表市西町46番地、藤田建設興業株式会社、代

表取締役藤田護でございます。

なお詳細につきましては、建設課長に説明させます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） 建設課長。

○建設課長（黒木聡君） 御説明させていただきます。

町長の説明と重複する箇所があるかと思いますが、御了承頂きたいと思えます。

増田港につきましては、令和4年9月に発生しました台風14号による異常波浪により、増田港の東側防波堤が被災したところでございます。

令和5年1月10日に、災害査定を受検し、その後、指名競争入札を行い同年6月13日に議決頂き工事着手したところでございます。

工事の内容は、本議会において説明させていただいておりますが、ケーソン上部のコンクリート打設につきましては、当初作業船から行う海上打設を計画しておりましたが、港の北側に接しております国有林の使用許可があったことから、打設方法をコンクリートポンプ車による陸上打設へ変更したことにより、486万円減額となりました。

このようなことから、変更後の契約額を3億3,163万円とするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第39号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

### 日程第13 議案第40号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（迫田秀三君） 日程第13、議案第40号、「損害賠償の額を定めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第40号について説明いたします。

種子島空港着陸帯草払い等業務作業員の起こした事故に対し賠償するため

地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

事故の概要につきましては、議案書にも記載のとおり種子島空港制限区域内において草払い作業員がレンタカー駐車場に駐車していた西之表市所在のレンタカー会社が所有する軽乗用車のリアガラスを草払い作業中に飛び石が発生し破損させたので、これに対する損害を賠償するものでございます。損害賠償額は22万6,545円です。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

6番、永瀆一則君。

○6番（永瀆一則君） 以前にもこういう事案が発生をしていたというふうに記憶をしております。

それは確か管理公社職員が道路沿いを道払いの際に通りにかかるときの車を破損させたというふうな事例だったというふうに記憶をしております。

それ以後、その対策としてどういうふうな指導をしてきたのかお聞きします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 当然、通行車両等には十分気をつけながら、車両通行時には草払いをやめるとか、そういうようなことに気をつけながらやりなさいという指導をしております。

場所によっては、作業車両で草払い部分について保護をして、飛び石が発生しても自分たちの車で収まるようにというような工夫もしながらやっている状況でございます。

○議長（迫田秀三君） 6番、永瀆一則君。

○6番（永瀆一則君） これが車でなくて人だったらと思うと、ひやっとするところではありますが、もし人の顔あたりに当たったらこれはもう22万程度では済まされない事案でございます。

今後こういうことが絶対ないようにしっかりと対応策をとってほしいというふうに思います。

以上です。

○議長（迫田秀三君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 40 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第 14 議案第 41 号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（迫田秀三君） 日程第 14、議案第 41 号、「損害賠償の額を定めることについて」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 41 号について説明いたします。

町道東目熊野線で起きた事故に対し賠償するため地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

事故の概要につきましては、議案書にも記載のとおり町道東目熊野線を走行中にグレーチングの蓋が跳ね上がり中で中種子町在住者所有の車両を破損させたので、これに対する損害を賠償するものでございます。損害賠償額は 4 万 9,412 円です。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3 番、秋田澄徳君。

○3 番（秋田澄徳君） グレーチングの跳ね上がりということで、グレーチングは通常、道路の横断工に縦に固定されているか、もしくは、グレーチング同士の横で固定されているものがありますけれども、腐食してはね上がったのか。その後、復旧がされているのか。そこをお尋ねいたします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 建設課長に答弁をさせます。

○議長（迫田秀三君） 建設課長。

○建設課長（黒木聡君） ただいまの質問にお答えいたします。

現在、その事故箇所につきましては、多少の土砂が堆積しておりました。グレーチングそのものは、町道、横断工が設置後数十年経っているんですが、目に見えた損傷等はありませんが、若干の変形等はあったかと思ひます。

現在は、側溝の土砂等を取り除き、そのようなことがないように改善をしているところでございます。

○議長（迫田秀三君） ほかに質疑はありませんか。

4 番、池山喜一郎君。

○4 番（池山喜一郎君） その事故後、町内の町道の点検はされましたか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 建設課長に答弁させます。

○議長（迫田秀三君） 建設課長。

○建設課長（黒木聡君） お答えいたします。

事故の報告があった後、職員に町内各路線を一通り見て回るように指示をしたところでございます。



- 議長（迫田秀三君） ほかに質疑はありませんか。  
 「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（迫田秀三君） これで質疑を終わります。  
 これから討論を行います。反対討論はありませんか。  
 「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。  
 「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。  
 これから、議案第41号を採決します。  
 お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。  
 「異議なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。  
 したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第15 議案第42号 令和6年度中種子町一般会計補正予算（第3号）

- 議長（迫田秀三君） 日程第15、議案第42号、「令和6年度中種子町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

- 町長（田淵川寿広君） 議案第42号について説明いたします。今回の補正は普通交付税の交付決定などによる調整、6月に発生した梅雨前線豪雨災害の復旧に係る経費など、6月補正予算以降必要となった経費の追加及び事業料の増減に伴う調整などが主なものです。

その結果、歳入歳出予算にそれぞれ2億3,258万3千円を追加し、補正後の予算総額を81億7,318万8千円とするものでございます。以上の歳入歳出予算補正のほか、地方債の補正もあわせて計上をしております。詳細につきましては総務課長に説明をさせます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

- 議長（迫田秀三君） 総務課長。
- 総務課長（上田勝博君） それでは、議案第42号、令和6年度中種子町一般会計補正予算（第3号）の事項別明細書、歳入歳出予算の主なものについて、御説明いたします。

歳出から御説明いたします。

12ページをお願いします。上段の目の1一般管理費、減額3,905万4千円は、退職手当組合負担金率変更に伴い減額するものでございます。

次のページをお願いします。中段の目の12地域開発費、増額192万9千円は、I・Uターン者、地域後継者が入居する目的で住宅を改修する定住促進住宅整備事業の申請者増に伴う増額が主なものでございます。

その下の目の13、公共施設管理費、増額620万円は、中央運動公園深井戸ポンプ取り替え修繕経費が主なものでございます。

次に 14 ページをお願いします。下段の目の 1 社会福祉総務費、増額 3,023 万 8 千円は、定額減税調整給付金及び国保特別会計繰出金が主でございます。

17 ページをお願いします。中段の目の 2 予防費、増額 2,604 万 8 千円は、新型コロナウイルスワクチン定期接種事業経費及び前年度コロナワクチン接種事業精算に伴う償還金でございます。

18 ページをお願いします。上段の目の 7 後期高齢者医療費、増額 308 万 3 千円は、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

次のページをお願いします。19 ページ上段の目の 4 畜産業費、増額 189 万 1 千円は、輸送コスト支援事業実施者増に伴うものでございます。

同ページ下段の目の 1 林業振興費、増額 496 万 2 千円は、戦略産品輸送費支援事業品目である木材チップ等の出荷量増によるものでございます。

20 ページをお願いします。上段の目の 1 農地総務費、増額 214 万 4 千円は、納官地区で実施する畑地帯総合整備事業に係る相続等権利者調査委託事業を追加するものでございます。

同ページ下段の目の 7 地籍調査費、減額 847 万 6 千円は、事業料確定による減額でございます。

21 ページをお願いします。1 番上の目の 1 土木総務費、増額 437 万円は、一般県道野間島間港線改良事業屋久津地区に係る負担金でございます。

次に 23 ページをお願いします。下段の目の 3 維持補修費、増額 117 万 7 千円は、各小学校校舎等施設補修費の増額でございます。

24 ページをお願いします。1 番下の目の 8 郷土誌編纂費、増額 1,307 万 5 千円は、郷土誌編さんに係る専門委員への謝金、コンサルティング業務委託料などを 25 ページ上段まで計上しているものでございます。

同ページ下段の目の 3 体育施設管理費、増額 448 万 8 千円は、種子島中央体育館空調機修繕費でございます。

26 ページをお願いします。1 番上の目の 1 現年発生道路橋梁災害復旧費、増額 4,800 万円、その下の目の 2 現年発生河川災害復旧費、増額 1,200 万円、その下の目の 1 現年発生農業用施設等災害復旧費、増額 1 億 700 万円は、梅雨前線豪雨による復旧経費でございます。

歳出は以上でございます。次に歳入を説明します。

7 ページをお願いします。款の 1 町税についてです。これにつきましては、収納見込額によるものでございます。その下の目の 1 地方特例交付金、増額 2,747 万 1 千円は、定額減税分の交付決定によるものでございます。その下の目の 1 地方交付税、増額 4 億 3,977 万 6 千円は、普通交付税額決定に伴うものでございます。

8 ページをお願いします。上段の目の 3 災害復旧費国庫負担金、増額 4,800 万円は、道路及び河川災害復旧費国庫負担金の増額でございます。下段の目の 5、総務費国庫補助金、増額 1,454 万 4 千円は、定額減税に係る調整給付分でございます。

9 ページをお願いします。中段の目の 7 災害復旧費県補助金、増額 9,630 万

円は、現年発生農業用施設災害復旧事業県補助金でございます。

10 ページをお願いします。中段の項の1基金繰入金、減額5億644万2千円は、財源調整のための財政調整基金及び減債基金の減額。各事業へ充当するため、特定目的基金からの繰入金増額でございます。

11 ページをお願いします。1番下の款の22町債については、事業実績見込みによる調整でございます。歳入は以上でございます。

6 ページをお願いします。第2表地方債補正でございます。災害復旧事業費の追加と一般県道改良事業費の変更により限度額をそれぞれ変更するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

最後に1ページをお願いします。第1条第1項は、既定予算に2億3,258万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億7,318万8千円と規定するものでございます。第2項は、補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によることと規定するものでございます。第2条は地方債の補正について規定してございます。

以上で説明を終わります。議決方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

2番梶原哲朗君。

○2番（梶原哲朗君） 歳出の中で、ページの24ページから25ページにかかる郷土誌編さんの増額1,300万強ありますけれども、これは先の編さん作業が滞ったことによる増額分として理解していいのか、それとも当初の6万という額があまりに小さ過ぎたのか、少しその辺をお伺いしたいと思います。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 滞ることによる分というのではないというふうに認識しておりますが、これからまた専門員の方に深掘りしていただくためのもの、それから、また生産に向けた1つのベースをつくっていくための業者さんとの請負契約という中で、それだけの金額が必要であろうという見込みでございます。

○議長（迫田秀三君） ほかに質疑はありますか。

3番、秋田澄徳君。

○3番（秋田澄徳君） 20ページの農地費ですけれども、ちょっと確認です。

節の12委託料207万9千円ですが、畑地帯総合整備事業の権利者調査委託ということになっておりますが、新しく畑地帯総合整備事業を計画するための権利者調査なのか。もしくは、現存の県営の畑地帯総合整備事業の権利者調査を町がやるのか。これをお伺いいたします。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 担当課長に説明をさせます。

○議長（迫田秀三君） 農林水産課長。

○農林水産課長（秋田幸博君） この委託料につきましては、次年度の計画のための調査の費用でございます。

○議長（迫田秀三君） ほかに質疑はありますか。

7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） ページは17ページです。このインフルエンザの予防接種委託、減額の565万円。これは見込み数と実質の接種者数というんでしょうかね。この数字はどうだったんですか。

○議長（迫田秀三君） 町長。

○町長（田淵川寿広君） 担当課長のほうに説明させます。

○議長（迫田秀三君） 町民課長。

○町民課長（徳永和久君） この数については、当初予算の見込額から実際の数字ということで、差額を引いているところがございます。

○議長（迫田秀三君） 7番、池山朝生君。

○7番（池山朝生君） 質問が悪いのかどうか分かりませんが理解できてるのか。

見込み数を例えば100にした。けども、実質はこうだったという話ですかね。これが大幅に500万という数字があるということは、どれぐらいの数字を見込んでいて、実質はどうだったということを聞こうとしてるんですが。

○議長（迫田秀三君） 町民課長。

○町民課長（徳永和久君） 詳しい数字につきましては、すみませんが、後ほど報告させていただきます。

○議長（迫田秀三君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第43号 令和6年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）

○議長（迫田秀三君） 日程第16、議案第43号、「令和6年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第43号について説明いたします。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正を御説明いたします。まずは歳入から説

明をさせていただきます。

国民健康保険税は、本算定による 1,530 万 1 千円の減額、県支出金は、高額介護合算療養費の増に伴う保険給付費等交付金 6 万 3 千円の増額、繰入金は職員給与費等の増に伴う繰入金の増額と国保特会の歳入不足を補うための法定外繰入金の増額で 1,513 万 5 千円の増額。繰越金は前年度繰越金の確定に伴い 18 万 3 千円の増額を計上しております。

次に歳出予算を御説明いたします。総務費は、職員給与費の増に伴い、総務管理費 4 万 1 千円の増額と国保運営協議会の開催に伴う運営協議会費 3 万 9 千円の増額、合わせて 8 万円の増額を計上しております。

その結果、歳入歳出予算それぞれ 8 万円を追加し予算総額を 14 億 3,022 万 5 千円とするものでございます。

以上、御審議方よろしくお願ひいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 43 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 43 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第 17 議案第 44 号 令和 6 年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）

○議長（迫田秀三君） 日程第 17、議案第 44 号、「令和 6 年度中種子町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 44 号について説明します。

2 ページの第 1 表歳入歳出予算補正を説明いたします。

まず歳入から説明をさせていただきます。国庫支出金は 1,814 万 4 千円の増額。支払基金交付金は 3,526 万 7 千円の増額、いずれも交付決定に伴うものでございます。繰入金は一般会計繰入金の調整により 33 万 6 千円の増額、繰越金は前年度事業確定により 255 万円の増額です。

次に歳出予算、3 ページを御覧ください。総務費は人件費等 7 万 5 千円の増額、地域支援事業費は、包括的支援事業・任意事業 4 万円の増額、基金積立金

は特会調整に伴う 5,584 万 6 千円の増額。諸支出金は前年度事業精算による国県などへの返還金で 33 万 6 千円の増額です。

その結果、歳入歳出予算にそれぞれ、5,629 万 7 千円を追加し、補正後の予算総額を 12 億 9,824 万 3 千円とするものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 44 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 44 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第 18 議案第 45 号 令和 6 年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

○議長（迫田秀三君） 日程第 18、議案第 45 号、「令和 6 年度中種子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 45 号について説明いたします。

2 ページ第 1 表を歳入歳出予算補正を御説明いたします。

まず、歳入から説明いたします。後期高齢者医療保険料は本算定による 475 万 2 千円の増額、繰入金是一般管理費の増に伴う事務費繰入金 308 万 3 千円の増額。繰越金は前年度繰越金の確定に伴い 189 万 7 千円の増額、諸収入は保険料還付金 8 千円の増額と預金利子 5 千円の増額で、合わせて 1 万 3 千円の増額を計上しております。

次に歳出予算、3 ページを御覧ください。総務費は職員手当等 2 万 5 千円の増額、後期高齢者医療広域連合納付金は、概算額の決定に伴う 780 万 8 千円の増額。諸支出金は保険料還付金 9 千円の増額と前年度の繰出金 190 万 3 千円の増額で、合わせて 191 万 2 千円の増額を計上しております。

その結果、歳入歳出予算にそれぞれ 974 万 5 千円を追加し、補正後の予算総額を 1 億 6,755 万 3 千円とするものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第19 議案第46号 令和6年度中種子町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（迫田秀三君） 日程第19、議案第46号、「令和6年度中種子町水道事業会計補正予算（第2号）」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第46号について説明いたします。

今回の補正予算は、収益的支出の営業費用で、古房浄水場の防護柵及び旧ろ過施設の電動弁改修として原水及び浄水費の修繕料350万円、材料費120万円、配水及び給水費では、漏水修理の増加に伴い路面復旧費110万円、材料費100万円、また、給水装置申込増によるその他の営業費用の材料売却原価10万円をそれぞれ増額するものでございます。

その結果、収益的支出を690万円増額し、収益的支出予算の総額を3億4,525万3千円とするものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

- 日程第20 認定第1号 令和5年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第2号 令和5年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第3号 令和5年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第4号 令和5年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 認定第5号 令和5年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について

○議長（迫田秀三君） 日程第20、認定第1号、「令和5年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について」から、日程第24、認定第5号、「令和5年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について」までの5件を一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） それでは認定第1号から認定第5号まで各会計ごとに決算の認定につきまして提案理由を申し上げさせていただきます。

各会計の決算につきましては、既に監査委員の審査を経ておりますので、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項2の規定により、監査委員の意見を付して決算の認定をお願いするものでございます。決算審査で御指摘のありました事項であったり、御意見につきましては、今後の町政執行におきまして十分に反映させていく所存でございます。

それでは、各会計の総括的な事項を申し述べさせていただきます。

認定第1号、令和5年度中種子町一般会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

令和5年度一般会計歳入歳出決算の概要でございますが、予算の重点的かつ効率的配分と経費節減に努めるとともに、基金の有効活用及び国県支出金の活用を図りながら執行した結果、歳入総額81億2,092万9千円、歳出総額80億1,794万2千円で、実質収支は7,258万2千円の黒字となりました。

また交付税の確保が図られたことや、歳出の抑制などにより、財政調整基金の取崩しがなかった影響もあり、実質単年度収支については、3,258万3千円の黒字となっております。

歳入決算額の構成状況につきましては、地方交付税が43%と最も高く、続いて国庫支出金の17.5%となっており、依存財源が81%と非常に高い比率となっております。歳出の状況につきましては、目的別に見ると、民生費が22%で最も高く、次いで総務費の17.6%、農林水産業費の13.9%と続きます。

また、性質別で見ると、義務的経費が41.2%、投資的経費が18.3%、その他の経費が40.5%となっており、義務的経費が高い比率というふうになって



いるところでございます。

なお各事業の詳細は主要施策の成果報告書に記載しておりますので、御覧頂きたいというふうに思います。

次に認定第2号、令和5年度中種子町国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

国民健康保険事業特別会計の歳入総額は、国民健康保険税1億7,793万円を含む11億8,238万2千円で、前年度に比べ2,976万2千円の収入増となりました。

歳出総額は保険給付費など、合計11億7,719万9千円で、前年度に比べ5,193万3千円の支出増となり、そのうち保険給付費が前年度に比べ5,281万1千円増の8億49万3千円となっております。その結果、次年度繰越金は518万3千円となりました。

令和5年度においても、国民健康保険税の収納対策を積極的に行いながら、健康診断及び各種がん検診などの受診勧奨や各種保健事業を推進することで医療費の抑制に努めたところではございますが、前々年度まで見られたコロナ感染症による医療機関への受診控えが、収まったことによる医療費の増や国民健康保険税の収納額の減少に伴い、財源不足が生じたことから法定外繰入金にて補填をしております。

今後も国民健康保険税の収納率向上はもとより、疾病の早期発見、予防に重点を置き積極的に支援することで、医療費抑制と収入の確保を両輪として国保特別会計の健全運営と健康増進に努めてまいりたいと考えております。

次に、認定第3号、令和5年度中種子町介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。

介護保険制度は3か年を1期とする事業運営期間を設けており、令和5年度は第8期事業計画の最終年度として、事業計画範囲内の健全な事業実施となりました。

介護保険事業勘定特別会計の歳入につきましては、前年度に比べ3,120万6千円の収入増の11億9,531万8千円となりました。

歳出総額のうち、保険給付費は10億921万5千円で、前年度に比べ552万8千円の支出減、また、高齢者の総合生活支援窓口の地域包括支援センター関係では、介護予防日常生活支援総合事業などの地域支援事業として4,727万1千円となり、前年度に比べ371万9千円の支出減となりました。

歳出の総額は11億9,276万6千円でございます。その結果、次年度繰越金は255万2千円となりました。

今後も介護保険制度への理解と徴収率の向上に努め、サービスの充実を図りながら介護保険の理念に基づく尊厳ある福祉の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、認定第4号、令和5年度中種子町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

後期高齢者医療制度につきましては、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が運

営主体となり、市町村と連携をとりながら高齢者の医療保険業務を行っております。

会計における歳入総額は、後期高齢者医療保険料 7,972 万 6 千円を含む、1 億 5,122 万 7 千円で、前年度に比べ 45 万 9 千円の収入減となりました。

歳出総額につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 3,147 万 5 千円を含む 1 億 4,932 万 8 千円で、前年度に比べ、2 万 6 千円の支出増となりました。その結果、次年度繰越金は 189 万 9 千円となりました。

今後につきましては、年々被保険者の医療費の増加が予測されるため、高齢者の健康受診率の向上に努め、健康増進と医療費の適正化に努めてまいりたいと考えております。

次に、認定第 5 号、令和 5 年度中種子町水道事業会計欠損金の処分及び決算の認定について説明をさせていただきます。

中種子町水道事業については、老朽管の破損、落雷などの停電に伴う一時的な断水がございましたが、年間を通して降雨量に恵まれ、安定した水道水の供給を行うことができました。

給水状況は給水人口が 7,108 人、給水件数 4,664 件、総給水量 90 万 9,331 立方メートルで、有収率が 69.26% でした。

水道事業収益の主なものは営業収益の給水収益などで 2 億 1,805 万 4 千円、収益の合計は 3 億 3,339 万 7 千円となりました。

水道事業費用の合計は 3 億 1,654 万 9 千円となり、当年度の損益は 867 万 3 千円の純利益となりました。

その結果、当年度未処理欠損金は 204 万円となりましたので、処分についての認定をお願いするものでございます。

資本的支出につきましては、建設改良費税込み 1 億 932 万 5 千円、企業債償還金 8,151 万 3 千円で、合計 1 億 9,083 万 8 千円となり、不足額 1 億 3,807 万円は、過年度損益勘定留保資金などほかで補填をいたしました。

建設改良費につきましては、老朽化する平鍋水源地送水ポンプ取り替え工事 841 万 5 千円、導水設備改良費では、北部第 3 浄水場内導水管布設工事 1 件、3,000 万円、浄水設備改良費では古房浄水場更新工事 1 件で 5,800 万円、配水設備改良費では、道路改良に伴う配水管布設替工事 3 件で、461 万 7 千円が主なものとなりました。

今後も水資源の有効活用と経営の効率化を図るため、質の高い安心安全で安定的な水道水の供給と徹底した漏水対策を行い、経費削減に努めてまいります。

以上、こうした状況下ではございますが、健全財政を堅持していくことは行政運営の基本でございます。

財政需要の増大が見込まれる中、福祉の向上と住民サービスに努めながら、今後とも財政の健全化に取り組んでいくとともに、公営企業会計につきましても、常に経営状況を明確にし、生活環境の整備と一層の充実を図ってまいります。

以上、5 年度の各会計決算並びに事業の概要について申し上げます。

御審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。

本件については、後もって決算特別委員会を設置する予定ですので、質疑は簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本件については、議長及び議選監査委員を除く議員 10 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。したがって、本件については、議長及び議選監査委員を除く議員 10 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。審査期間は審査が終了するまでとし、閉会中もこれを行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。したがって、審査期間は審査が終了するまでとし、閉会中もこれを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま設定されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 7 条第 3 項及び第 4 項の規定により、議長及び議選監査委員を除く議員 10 人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。したがって、決算特別委員会の委員は、ただいま指名しました諸君を選任することに決定しました。

決算特別委員会の皆さんは、正副委員長の互選を行ってください。委員会の開催場所は、委員会条例第 9 条第 1 項の規定により議員控室とします。

ここでしばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午後 04 時 32 分

再開 午後 04 時 40 分

-----○-----

○議長（迫田秀三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、町民課長より発言を求められております。これを許可します。町民課長。

○町民課町（徳永和久君） 先ほどの池山議員の御質問にお答えいたします。

当初予算を計上する段階で、まだ令和 5 年度の実績は上がってませんでしたので令和 4 年度 65 歳以上の接種率 65% で計上させていただきました。6 月補正後 65 歳以上、65 歳未満の令和 5 年度実績が分かりましたので、その段階で 65 歳未満については、27.1% と当初よりかなり接種率が悪かったことから今

回の補正となったところです。よろしくお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） 会議を続行します。

委員会条例第8条第2項の規定により委員長に日高和典君、副委員長に大町田勇希君が決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

以上で本日の議事日程は全部終了しました。

あしたから18日までは委員会開催などのため本会議は休会とし、19日午前10時より本会議を開きます。

本日はこれで散会します。御苦勞様でした。

-----○-----

散会 午後04時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員

第 2 号

9 月 1 9 日

令和6年第3回中種子町議会定例会会議録（第2号）

令和6年9月19日（木曜日）午前10時開議

1. 議事日程（第2号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第47号 中種子町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第48号 令和6年度中種子町一般会計補正予算（第4号）
- 第4 同意第4号 教育委員会委員の任命につき同意を求める件
- 第5 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 第6 議員派遣の件
- 第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

-----○-----

2. 本日の会議に付したる事件

議事日程のとおりである。

-----○-----

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

- |     |           |     |            |
|-----|-----------|-----|------------|
| 1番  | 大町田 勇 希 君 | 2番  | 梶 原 哲 朗 君  |
| 3番  | 秋 田 澄 徳 君 | 4番  | 池 山 喜一郎 君  |
| 5番  | 橋 口 渉 君   | 6番  | 永 濱 一 則 君  |
| 7番  | 池 山 朝 生 君 | 8番  | 濱 脇 重 樹 君  |
| 9番  | 日 高 和 典 君 | 10番 | 戸 田 和 代 さん |
| 11番 | 浦 邊 和 昭 君 | 12番 | 迫 田 秀 三 君  |

-----○-----

4. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

-----○-----

5. 説明のため出席した者の職氏名

- |         |             |        |             |
|---------|-------------|--------|-------------|
| 町 長     | 田 渕 川 寿 広 君 | 副 町 長  | 阿 世 知 文 秋 君 |
| 総 務 課 長 | 上 田 勝 博 君   | 地域福祉課長 | 浦 口 吉 平 君   |
| 農林水産課長  | 秋 田 幸 博 君   | 行政係長   | 牧 瀬 亮 君     |
| 財 政 係 長 | 東 郷 伸 也 君   | 教 育 長  | 鮫 島 孝 則 君   |
| 教育総務課長  | 森 山 豊 君     |        |             |

-----○-----

6. 職務のため出席した事務局職員の職氏名

- |        |           |      |           |
|--------|-----------|------|-----------|
| 議会事務局長 | 榎 元 卓 郎 君 | 議事係長 | 高 磯 俊 幸 君 |
|--------|-----------|------|-----------|

開会 午前10時00分

-----○-----

- 議長（迫田秀三君） おはようございます。  
ただいまから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お配りした日程表のとおりです。

-----○-----

**日程第1 会議録署名議員の指名**

- 議長（迫田秀三君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番、日高和典君、10番、戸田和代さんを指名します。

-----○-----

**日程第2 議案第47号 中種子町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例**

- 議長（迫田秀三君） 日程第2、議案第47号、「中種子町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例」を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

- 町長（田淵川寿広君） おはようございます。議案第47号について御説明をいたします。

本条例に引用する児童扶養手当法施行令の一部改正に伴い児童扶養手当の事業の対象としない扶養義務者などについて、収入所得額の限度額の引上げがあったため所要の改正を行うものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

- 議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

**日程第3 議案第48号 令和6年度中種子町一般会計補正予算（第4号）**

- 議長（迫田秀三君） 日程第3、議案第48号、「令和6年度中種子町一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。



本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 議案第 48 号について説明いたします。

今回の補正は、台風 10 号により発生した災害の復旧経費を緊急に計上するものでございます。

まず、事項別明細書の歳出予算から御説明をいたします。

5 ページをお願いします。目の 1 現年発生農業用施設等災害復旧費で 2,967 万 8 千円の増額です。単独災害復旧費として修繕料 300 万円、補助災害復旧費として、工事請負費 2,600 万円などを計上しております。

次に、歳入予算について 4 ページをお願いいたします。農地災害に係る受益者分担金 20 万円、災害復旧事業に係る県支出金 2,340 万円及び災害復旧債 230 万円を計上しております。また、財源調整のため財政調整基金からの繰入金 377 万 8 千円を増額しております。

その結果、歳入歳出予算にそれぞれ 2,967 万 8 千円を追加し、補正後の予算総額を 82 億 286 万 6 千円とするものでございます。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 48 号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第 4 同意第 4 号 教育委員会委員の任命につき同意を求める件

○議長（迫田秀三君） 日程第 4、同意第 4 号、「教育委員会委員の任命につき同意を求める件」を議題とします。

本案について提出者の説明を求めます。町長。

〔町長 田淵川寿広君 登壇〕

○町長（田淵川寿広君） 同意第 4 号について御説明いたします。

現在、教育委員会委員として御尽力を頂いております松下佳代氏が 10 月 30 日で任期満了となります。

引き続き、松下佳代氏を教育委員会委員として任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求め

るものでございます。

住所が鹿児島県熊毛郡中種子町納官、氏名が松下佳代。任期が、令和6年10月31日から令和10年10月30日まででございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（迫田秀三君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第4号を採決します。この採決は無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（迫田秀三君） ただいまの出席議員は11人です。

次に、立会い人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会い人に5番橋口渉君、6番永濱一則君を指名します。

投票用紙を配ります。

〔投票用紙配布〕

○議長（迫田秀三君） 念のために申し上げます。本件について、賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載をお願いします。

投票用紙の配付漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱確認〕

○議長（迫田秀三君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げます。順番に投票をお願いします。

○議会事務局長（榎元卓郎君） 1番、大町田勇希議員、2番、梶原哲朗議員、3番、秋田澄徳議員、4番、池山喜一郎議員、5番、橋口渉議員、6番、永濱一則議員、7番、池山朝生議員、8番、濱脇重樹議員、9番、日高和典議員、10番、戸田和代議員、11番、浦邊和昭議員。

○議長（迫田秀三君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（迫田秀三君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。橋口渉君及び永濱一則君は開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（迫田秀三君） 投票の結果を報告します。

投票総数 11 票、有効投票 11 票、無効投票 0 票。

有効投票のうち賛成 11 票、反対 0 票。以上のとおり賛成が多数です。

したがって、同意第 4 号は同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

-----○-----

#### 日程第 5 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（迫田秀三君） 日程第 5、「常任委員会の閉会中の所管事務調査の件」を議題とします。

総務文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 75 条の規定によってお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。総務文教常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

#### 日程第 6 議員派遣の件

○議長（迫田秀三君） 日程第 6、「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 129 条の規定によってお配りしました会議及び研修会等へ議員を派遣したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は派遣することに決定しました。

-----○-----

#### 日程第 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（迫田秀三君） 日程第 7、「議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件」を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第 75 条の規定によって、お配りしました本会議の会期日程と議会運営に関する事項について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（迫田秀三君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、今期定例会に提出されました議案などは閉会中の継続審査として議決になりましたものを除き全部議了いたしました。

以上をもちまして、令和6年第3回中種子町議会定例会を閉会します。  
御苦勞様でした。

-----○-----

閉会 午前10時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

中種子町議会議長

中種子町議会議員

中種子町議会議員